

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

ページ

公 告

- 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (総務部所管分) (総務部総務課) 一
- 回 (総合企画部所管分) (総合企画部総務課) 六
- 回 (環境生活部所管分) (環境生活部総務課) 九
- 回 (保健福祉部所管分) (保健福祉部総務課) 一九
- 回 (経済部所管分) (経済部総務課) 四七
- 回 (農政部所管分) (農政部) 六五
- 回 (水産林務部所管分) (水産林務部総務課) 一八
- 回 (建設部所管分) (建設部総務課) 一四二

(総務部所管分)

北海道知事 堀 達 也

○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正				（保健福祉部総務課） 一五〇			
○同（保健福祉部所管分）				（農政課） 一五三			
○同（水産林務部所管分）				（水産林務部総務課） 一五六			
公 告				知 達			
北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を定める告示及び北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部を改正する告示を平成13年4月2日、次のとおり本庁の掲示場に掲示して示達した。							
平成13年5月11日				北海道知事 堀 達 也			
北海道告示第592号				北海道知事 堀 達 也			
北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。							
平成13年4月2日							
北海道知事 堀 達 也							
北海道知事 堀 達 也							
補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要			
定額	総務第1号様式	総務第2号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部知事室国際課	書類は、在籍する大学等の長を通じて提出すること。			
次の各号により算出した額の合計額以内	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 (1) 1連合会につき1万4,000円 (2) 平成13年	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 道税事務所				

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 北海道私費外国人留学生修学奨励事業 北海道内の大学等に在籍する外国人留学生の奨学及び研究活動を奨励し、本道の国際化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生以外の外国人留学生であって知事が適当と認めるもの	修学に要する経費		総務第1号様式	総務第2号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部知事室国際課	書類は、在籍する大学等の長を通じて提出すること。
2 納税貯蓄組合連合会運営事業 納税貯蓄組合法 (昭和26年法律第145号) 第10条の2に規定する納税貯蓄組合連合会 (1の市町村の区域内の組合を構成員とする連	納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合連合会が行う会員の指導及び育成に関する事務、会員の行う事業についての連絡及び調整に関する事務、その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るために行う事務等に関する経費		共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 道税事務所	

合会に限る。)の健全な発達を図るため、予算の範囲内で補助する。				4月1日現在の構成員である組合1組合につき150円 (3) 平成13年4月1日現在の連合会の間接の構成員である組合員1人につき30円 (当該連合会の所在する市町村の平成12年度の個人の住民税の徴収率が96パーセント以上98パーセント未満であるときは45円、98パーセント以上であるときは60円)				
3 私立高等学校管理運営事業 私立高等学校教育の振興を図るため、私立高等学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条に規定する高等学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） その他別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 総務部学事課	1 部別に指示する日	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの

							学校法人において は省略で きる。
4 私立高等学校授業料軽減 事業 経済的理由により修学困 難な生徒の教育機会の確保 と父母負担の軽減を図るた め、学校法人が行う授業料 軽減事業について、予算の 範囲内で補助する。	学校法人	私立高等学校を設置する学校法人が行 う授業料軽減事業に要する経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書（前 年度のもの） その他別に指示 する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示 する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総務部学 事課	交付申請書 に添付すべき 関係書類のう ち、収支予算 書及び収支計 算書については省略で きる。
5 私立中学校管理運営事業 私立中学校教育の振興を 図るため、私立中学校の管 理運営に要する経費につい て、予算の範囲内で補助す る。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する 中学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書（前 年度のもの） その他別に指示 する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示 する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総務部学 事課	交付申請書 に添付すべき 関係書類のう ち、収支予算 書及び収支計 算書については省略で きる。
6 私立幼稚園管理運営事業 私立幼稚園教育の振興を 図るため、私立幼稚園の管 理運営に要する経費につい て、予算の範囲内で補助す る。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する 幼稚園における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書（前 年度のもの） その他別に指示 する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示 する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総務部学 事課	交付申請書 に添付すべき 関係書類のう ち、収支予算 書及び収支計 算書については省略で きる。

				年度のもの) その他別に指示 する様式		提出部数 1 部 別に指示 する日 総務部学 事課	は、私立学校 振興助成法第 14条第2項の 規定により既 に提出済みの 学校法人にお いては省略で きる。
7 私立学校特殊教育対策事業 私立幼稚園の特殊教育の 振興を図るため、障害幼児 の教育又は研究に必要な経 費について、予算の範囲内 で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する 幼稚園における特殊教育に係る経常的経 費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 障害幼児一覽表 収支計算書（前 年度のもの） その他別に指示 する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示 する様式	提出期限 提出先 総務部学 事課	交付申請書 に添付すべき 関係書類のう ち、収支予算 書及び収支計 算書については、私立学校 振興助成法第 14条第2項の 規定により既 に提出済みの 学校法人にお いては省略で きる。
8 私立専修学校等管理運営 事業 私立専修学校等の教育の 振興を図るため、私立専修 学校等の管理運営に要する 経費について、予算の範囲 内で補助する。	学校法人（私立学 校法（昭和24年法 律第270号）第64 条第4項の法人を 含み、看護婦養成 を目的とする学校 及び学科を除く。）	私立専修学校及び外国人子女教育を行 う各種学校における教育に係る経常的経 費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前 年度のもの） その他別に指示 する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示 する様式	提出部数 1 部 別に指示 する日 総務部学 事課 提出先	交付申請書 に添付すべき 関係書類のう ち、収支予算 書及び収支計 算書については、私立学校 振興助成法第 14条第2項の 規定により既 に提出済みの 学校法人にお いては省略で きる。
9 私立大学等設備整備事業	学校法人、市町村	教員の学術研究又は学生の教育に直接	定額	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1 部	交付申請書

私立大学等の教育の振興を図るため、設備の整備に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	等	使用される図書及び學術雑誌並びに機械器具等の購入費（国、市町村等の補助の対象となったものを除く。）		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 学則 在学者数及び教職員組織 その他別に指示する様式	提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課	に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
10 私立専修学校開放講座事業 私立専修学校で実施される開放講座の適切な実施を促すため、予算の範囲内で補助する。	専修学校を設置する学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。）	私立専修学校開放講座事業に要する経費のうち、次に掲げるもの （1） 諸謝金 （2） 旅費（参加者旅費は除く。） （3） 消耗品費 （4） 印刷製本費 （5） 会議費 （6） 通信運搬費 （7） 借料及び損料 （8） 雑役務費	4分の3以内 （1講座当たり43万3,500円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 学則 その他別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
11 北方領土隣接地域振興等事業 北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	根室支庁管内の市町 公共的団体等	次に掲げる事業に要する経費（市又は町が1の事業を行う公共的団体等に対して補助する場合には、公共的団体等が行う当該事業に要する経費） 1 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業 （1） 北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業	2分の1以内	共通第2号様式 （大会等の開催にあつては共通第3号様式、施設等の整備にあつては共通第9号様式） 共通第14号様式 共通第18号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 市町又は2若しくは3の事業を行う根室支庁管内の公	1の事業に係る補助金は、単独事業に係る市町負担（地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町負担）を

		(2) 教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業 2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業 3 北方地域元居住者の援護等に関する事業 (1) 北方地域元居住者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業 (2) 北方地域元居住者が北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において特別の地位にあることについての認識を深めるのに資するための事業	10分の9.5以内 10分の9.5以内	共通第20号様式 共通第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) その他別に指示する様式		公共的団体等は根室支庁、上記以外の公共的団体等は総務部北方領土対策本部	軽減するため に交付するものである。
--	--	--	----------------------------	---	--	-------------------------------------	-----------------------

北海道告示第 593 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年4月2日

北海道知事 堀 達 也

(総合企画部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 新世代地域ケーブリング施設整備事業 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の整備を促進し、電気通信格差の是正を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	次に掲げる経費 (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	市町村が事業を行う場合 3分の1以内 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が事業を行う場合 4分の1以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合企画課	
2 情報通信技術講習推進事業	市町村 一部事務組合	情報通信技術講習の開催に要する経費のうち、次に掲げる経費	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示	書類は、支庁長を経由す

	情報通信技術に関する基礎的な技能の習得の推進を図るため、市町村等が行う情報通信技術講習に要する経費を予算の範囲内で補助する。	広域連合	(1) 講習事業費 (2) 事務費		共通第20号様式 総企第22号様式 別に指示する様式	総企第23号様式 別に指示する様式	提出先 総企画 部情報政 策課	する日 総企画	ること。
3	離島振興対策事業 離島住民の生活の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域に指定された離島の地域を有する町	住民生活安定対策事業（プロパンガス価格安定事業）に要する経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 総企第21号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 総企第21号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	1部 別に指示する日	
4	離島航路旅客定期航路事業 離島における民生の安定と産業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	離島航路旅客定期航路事業者	離島航路旅客定期航路事業に要する経費				提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 総企画 部交通企 画室交通 企画課		
(1)	離島航路事業		航路損益計算書により算出された純損失額	補助対象経費から離島航路整備法（昭和27年法律第226号）に基づき交付される国庫補助金額を差し引いた額以内	共通第14号様式 総企第17号様式 総企第19号様式 総企第20号様式 別に指示する様式				実績報告は 要しない。
(2)	運賃割引事業		離島航路旅客定期航路事業を行う場合における1月から12月までに係る離島住民の旅客運賃割引額（各航路区間ごとの昭和55年1月1日現在の1キロ当たりの認可運賃から13円50銭を差し引いた額に当該航路区間のキロ数を乗じて得た額（その額が現行の運賃の5分の1に相当	10分の10以内	共通第14号様式 総企第17号様式 総企第18号様式 別に指示する様式	総企第18号様式			

		する額を下回るものについては、当該運賃の5分の1に相当する額。10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。)に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額)					
5 新千歳空港国際航空定期便就航促進奨励事業 新千歳空港発着の国際航空貨物定期便(有償積載量40トン以上のコンビ便を含む。以下同じ。)及び国際航空旅客定期便の就航を促進するため、航空会社が空港及び空港周辺で行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。	新千歳空港で国際航空定期便を就航させる航空会社(国際航空旅客定期便にあっては、運休路線の再開の場合を含む。)	次に掲げる経費 1 国際航空貨物定期便 (1) 就航初年度において新千歳空港及びその周辺で行う国際航空貨物定期便の運航に必要な施設整備等に要する経費(旅客輸送業務に係る経費を除く。)のうち、次に掲げるもの ただし、北海道企業立地促進条例で助成申請を行うものについては、この限りではない。 ア 倉庫及び上屋等建築整備に要する経費 イ 設備及び備品の購入に要する経費 ウ 5年以上賃借する建物、設備等に要する経費 (2) 新千歳空港発着の国際航空貨物定期便の運航に直接要する経費 2 国際航空旅客定期便 新千歳空港発着の国際航空旅客定期便の運航に直接要する経費	3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画 部交通企画室	
6 地域振興特別対策事業 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	苫小牧市 千歳市	苫小牧市及び千歳市が行う地域振興特別対策事業に要する経費のうち、起債償還事業費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画 部交通企画室	この補助金は、市負担(地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市負担)を軽減するために交付するものである。

7 運輸事業振興助成事業 旅客自動車運送事業及び 貨物自動車運送事業の安全 運行の確保、輸送サービス の改善、輸送コストの上昇 の抑制等に資するため、予 算の範囲内で補助する。	社団法人北海道バ ス協会 社団法人北海道ト ラック協会 札幌市 函館市 苫小牧市	震災等災害発生時における緊急物資輸 送体制の整備、安全運行の確保等交通安 全及び自動車交通公害対策に関する事業 等に要する経費	定額	別に指示する様 式	別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示 する日 総合企画 部交通企 画室交通 企画課	
--	--	--	----	--------------	--------------	---	--

北海道告示第 594 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等
を次のとおり定める。

平成13年4月2日

北海道知事 堀 達 也

(環境生活部所管分)

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	摘 要
1 資源リサイクル道民運動 事業 資源リサイクルの取組を 道民運動事業として推進し、 リサイクル社会の構築を図 るため、予算の範囲内で補 助する。	活動の本拠が道内 にあり、各種リサ イクル運動を道内 で実施又は実施を 予定している団体	資源リサイクル道民運動事業に要する 経費（賃金、報償費、旅費、需用費（会 食に要する経費を除く。）、役務費、委 託料、使用料及び賃借料）	10分の10以内 （知事が別に定 める額を限度と する。）	共通第2号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 5月31日 提出先 環境生活 部環境室 廃棄物対 策課	
2 ごみ処理の広域化推進事 業 北海道が策定した「ごみ 処理の広域化計画」で示す ごみ処理の広域化プロジェクト （以下、「プロジェクト」とい う。）におけるごみ処理の 広域化実施計画の策定を支 援するため、予算の範囲内 で補助する。	市町村 一部事務組合 プロジェクト内の市町 村で構成される団 体	プロジェクトにおける広域化実施計画の策 定に要する経費（委託料に限る。）	4分の1以内 （500万円を限 度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提出先 環境生活 部環境室 廃棄物対 策課	書類は、支 庁長を経由す ること。
3 ごみ減量化実践活動支援 事業	市町村 一部事務組合					提出部数 正副2部 提出期限 別に指示	書類は、支 庁長を経由す

廃棄物の減量化及びリサイクルを推進するため、市町村等が実施する実践的な事業に対し、予算の範囲内で補助する。		提出先 する日 環境生活 部環境室 廃棄物対 策課		ること。	
(1) ごみ減量化推進事業	ごみ減量化推進事業に要する経費 (報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金、補助及び交付金に限る。)	3分の1以内 (300万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	
(2) 容器包装リサイクル設備整備事業	容器包装廃棄物の分別収集に係る機械設備の整備に要する経費 (備品購入費及び据付工事に係る工事請負費に限る。)	3分の1以内 (1設備当たり 400万円を限度とする。)	共通第6号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	
(3) 生ごみ処理設備整備事業	生ごみの処理設備の整備に要する経費 (備品購入費及び据付工事に係る工事請負費並びに負担金、補助及び交付金)	3分の1以内 (1設備当たり 400万円を限度とする。)	事業所に対する 助成事業にあつては共通第2号様式 市町村自らが行う生ごみ処理設備整備事業にあつては共通第6号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	事業所に対する 助成事業にあつては共通第2号様式 市町村自らが行う生ごみ処理設備整備事業にあつては共通第6号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	
(4) 収集車両整備事業	ごみ収集車両の整備に要する経費	3分の1以内 (1台当たり 300万円を限度とする。)	共通第6号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	

(5) 堆肥化施設整備事業		堆肥化施設の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 工事費（用地費及び補償費を除く。） 2 事務費	4分の1以内 （1設備当たり1億円を限度とする。）	式 共通第8号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
				共通第8号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
(6) ごみ燃料化施設整備事業		ごみ燃料化施設の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 工事費（用地費及び補償費を除く。） 2 事務費	4分の1以内 （1設備当たり1億円を限度とする。）	式 共通第8号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
				共通第8号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
4 合併処理浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽の普及促進のために、市町村が行う合併処理浄化槽設置整備事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合	合併処理浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	(1) 前年度公表の生活排水施設総合普及率が全国の汚水処理施設整備率を下回る場合にあつては、3分の1以内 (2) 前年度公表の生活排水施設総合普及率が90%未満で、全国の汚水処理施設整備率を上回る場合にあっては、3分の1以内 (補助対象経費が900万円を超える場合にあつては、当該超える部分について6分の1以内)	共通第18号様式 共通第20号様式 環生第1号様式 環生第2号様式 環生第3号様式	共通第31号様式 環生第4号様式 環生第5号様式 環生第6号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部別に指示する日 環境生活 部環境室 廃棄物対策課	書類は、支庁長を経由すること。

			(3) 前年度公表 の生活排水施 設総合普及率 が90%以上の 場合において は、6分の1 以内				
5 自然公園美化清掃事業 国立公園、国定公園及び 道立自然公園の自然環境を 清潔に保持するため、予算 の範囲内で補助する。	市町村 清掃活動実施団体	自然公園美化清掃事業に要する経費の うち、次に掲げるもの 1 事業費 (1) 材料費 (2) 役務費 (3) その他直接経費 (4) 一般管理費 2 事務費 旅費及び庁費	市町村 2分の1以内 清掃活動実施団 体（自然公園主 要清掃地域） 3分の1以内 清掃活動実施団 体（国立公園重 点清掃地域） 4分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町 村である場合を 除く。） 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
6 公衆便所再整備事業 国立公園及び国定公園区 域内における公衆便所再整 備事業に要する経費に対し、 予算の範囲内で補助する。	市町村	国立公園及び国定公園区域内における 公衆便所の新設、増設又は改設に要する 経費のうち、次に掲げるもの 1 工事費 2 事務費	3分の2以内	共通第8号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様 式	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提出先 環境生活 部環境室 自然環境 課	書類は、支 庁長を経由す ること。
7 エゾシカ個体数管理事業 「エゾシカ保護管理計 画」に基づくエゾシカの個 体数管理を適正に推進する ため、予算の範囲内で補助 する。	網走、十勝、釧路 及び根室支庁管内 の市町村	個体数管理を目的とするメスシカ有害 駆除事業に要する経費のうち、次に掲げ るもの 1 報酬 2 賃金 3 報償費 4 旅費 5 需用費 6 役務費 7 委託料 8 使用料及び賃借料	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第17号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 共通第17号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	

8 地域みどり環境整備推進事業 自然と共生する地域社会の実現に向けて一層のみどりの環境づくりを進めるため、市町村の緑化計画の策定を促進し、地域住民が主体的に参加する地域特色あるみどりづくりを支援する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地域みどり環境整備推進事業を行う場合又は市町村が地域みどり環境整備推進事業を行う地域住民等の組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費（食糧費を除く。）	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	
9 北の生活・スポーツ文化振興事業 生活文化及びスポーツ文化の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。			共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	
(1) 生活文化振興事業	団体（市町村及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第83条第1項に定めるものをいう。）を除く。）及び知事又は支庁長が、特に適当と認める個人	1 地域活動事業 次に掲げる事業（補助対象経費が20万円未満のもの及び国の補助金又は道その他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。） (1) 衣食住等の生活分野における創意工夫、普及等の活動 (2) 教養・趣味の分野における創作、発表、奨励、普及等の活動 (3) 地域の生活文化史、文化的遺産（国又は地方公共団体の指定する文化財を除く。）等の調査研究活動 (4) 映画の鑑賞（常設の映画館のある市町村を除く。） (5) その他生活文化の振興を図るため知事又は支庁長が特に必要と認める活動	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、100万円を限度とする。）	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁（当該事業を札幌市の区域内において行う者及び2以上の支庁の所管区域にわたり行う者）にあっては、環境生活文化・青少年文化	

		振興課)					
複数の市町村や文化団体等で組織する協議会等	2 連携促進事業 複数の市町村や文化団体等が連携し、共同企画・協力（協働）、人材育成、文化創造の充実・促進を図って、北国らしい文化の発信を目指す事業（補助対象経費が、100万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。）	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、300万円を限度とする。）				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活 部生活文 化・青少 年室文化 振興課	
(2) スポーツ文化振興事業	1 地域活動事業 次に掲げる事業（補助対象経費が20万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。） (1) スポーツ文化の普及・奨励等の活動 (2) その他スポーツ文化の振興を図るため知事又は支庁長が特に必要と認める活動	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、100万円を限度とする。）				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 該事業を札幌市の区域内において行う者にあつては、環境生活 部生活文 化・青少 年室文化 振興課)	
	2 広域活動事業 参集範囲が2以上の支庁にわたる次に掲げる事業（対象経費が、100万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。） (1) スポーツ文化交流促進を図るための普及・奨励等の活動 (2) その他スポーツ文化交流促進を図るため知事が特に必要と認める活動	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、300万円を限度とする。）				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活 部生活文 化・青少 年室文化 振興課	

10 地域文化ネットワーク形成促進事業 本道の個性豊かな地域文化の創造に向け、文化活動を通じて地域住民の交流の場・稽古場・工房などの機能を有する施設（以下「地域創造アトリエ」という。）の整備を促進し、地域・分野を越えた広範なネットワークの形成と、舞台芸術をはじめとした地域における文化活動の一層の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条の規定により設立された法人、市町村及び文化団体等で構成する任意の団体、その他知事が適当と認める者	地域創造アトリエとして必要な施設、附帯設備の整備等に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 改修費（地域創造アトリエとして、一体的に整備する必要があると認められる経費を含む。） 2 附帯設備費 3 設計料 4 監理費 5 その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内 （2,000万円を限度とする。）	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 その他別に指示する様式	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 環境生活文化・青少年室文化振興課	書類は、事業実施地の支庁長を経由すること。
11 市町村貯蓄奨励事業 貯蓄運動を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	次に掲げる事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費、（食糧費を除く。）、役務費、使用料、賃借料及び原材料費に限る。） 1 貯蓄生活設計普及地区及び貯蓄実践団体の育成指導事業 2 健全な金銭感覚を育成すること等により貯蓄を奨励する事業 3 貯蓄生活展等の開催を通じ消費生活の合理化を図ることにより貯蓄を奨励する事業	2分の1以内 （1市町村当たり5万円以上とし、20万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 環境生活文化・青少年室生活振興課	書類は、支庁長を経由すること。
12 消費生活情報地域ネットワークシステム事業 道が構築した消費生活情報地域ネットワークシステムの市町村の参画を促し、もって、消費生活に関する相談処理及び情報収集の迅速・効率化を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村	消費生活情報地域ネットワークシステムへの接続に必要な機器の導入に要する経費 1 地域ネットワーク端末機借上料 2 通信回線設置線（INS回線） 3 通信経費 4 消耗品費 5 賃金・役務費（データ入力経費）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 環境生活文化・青少年室生活振興課	書類は、支庁長を経由すること。

13	ITの利用による消費者への情報提供事業 各地の消費生活相談窓口等にパソコンを設置し、消費者自らがIT機器を利用し、消費生活に関する情報を取得、活用できる環境を整備するとともに、消費者がインターネット及び電子メール等が使えるよう講習会等を実施し、消費者への情報提供の高度化推進を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 コンピューター端末機等購入費及びコンピュータ端末機等の設置に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) パソコン等購入費 (パソコン、プリンター、サーバー、OAラック、OA椅子等パソコンの設置に必要なもの (セキユリソフト等を含む。)) (2) 雑役務費 (端末機の設置に必要な設置経費、回線設置工事費等) 2 消費者への情報提供の高度化推進を図るための講習会等の開催に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 通信運搬費 (ISDN回線等の使用料、通信料、プロバイダーの接続料等) (2) 消耗品費 (プリンタ用紙、FD、トナーカートリッジ等運用に要する消耗品) (3) 雑役務費 (パソコン、プリンター等の保守料) (4) 講師謝金 (パソコン講習会のための講師謝金) (5) 旅費 (パソコン講習会講師のための旅費)	10分の10以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 環境生活 部・生活文 化・青少 年室生活 振興課	書類は、支 庁長を経由 すること。
14	青少年センター活動促進事業 青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市 (人口7万人以上の市に限る。)	青少年センターが行う、次の事業に要する経費 1 青少年非行の早期発見と未然防止に関する経費 2 有害環境の浄化に関する経費 3 住民意識の啓発に関する経費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
15	広域補導活動促進事業 青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため予算の範囲内で補助する。	非行防止活動等を行う市町村で構成された団体	広域補導連絡協議会が行う、次の事業に要する経費 1 青少年非行の早期発見と未然防止に関する経費 2 有害環境の浄化に関する経費 3 住民意識の啓発に関する経費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

16	女性活動推進事業 地域の女性団体等が自主的に 行う各種の活動を活性化し女性 のエンパワーメントを進め、北 海道男女共同参画プランの推 進に資するため、予算の範囲 内で補助する。	知事が適当と認める民間団 体	次に掲げる事業（補助対象経 費が20万円未満のもの及び 国の補助金又は道その他の補 助金の交付を受けるものを除 く。）に要する経費（職員費、 食糧費及び備品購入費を除く。 ） 1 男女平等参画推進に係る調 査研究 2 男女平等参画に関する啓発・ 研修 3 知事又は支庁長が特に必要 と認める事業	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場 合を除き、15万円を限度とし る。）	式 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 該事業を札幌市の区域内に おいて行う者及び2以上の支 庁の所管区域にわたり行う者 については、環境生活部男女 平等参画推進室）		
17	家庭内暴力被害者支援事業 家庭内暴力被害者に対する支 援の充実を図るため、予算の 範囲内で補助する。	知事が適当と認める民間団 体	次に掲げる事業に要する経費 1 保護事業 2 週に5日以上行う相談事業 のうち、専任相談指導員を設 置する事業	3分の2以内	共通第2号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 環境生活部男女平等参画推 進室	書類は、支庁長を経由すること。	
18	交通通児対策事業 交通通児等の教育の機会の確 保を図るため、予算の範囲内 で補助する。	学校教育法に基づく公立又は 私立の高等学校又は高等専門 学校の設置者	公立又は私立の高等学校又は 高等専門学校の設置者が当該 高等学校等に在学する交通通 児等に対して、その授業料を減 免する場合の当該減免額	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度 とする。）	環生第18号様式	環生第19号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 環境生活部交通安全対策室	書類は、高等学校等の所在する 地域を所管する支庁長を経由 すること。	
19	市町村交通安全対策推進事業 地域の実情に応じた交通	市町村	市町村が次に掲げる事業を行 う場合又は市町村が次に掲げ る事業を行う市町村交通安全 推進委員会に対して当該事業 費	3分の1以内 （知事が別に定める額を限度 とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示する日 提出期限		

安全対策を推進するため、予算の範囲内で補助する。		を補助する場合における当該事業又は当該補助に要する経費 1 地域における交通安全対策事業 2 交通安全教育の普及事業 3 ボランティア活動促進事業 4 シートベルト着用推進キャンペーン事業 5 その他交通安全対策の推進上、特に必要と認められる事業	する。)	共通第20号様式 環生第20号様式 (市町村交通安全推進委員会に 全推進委員会に 対して補助する 場合に限る。) 別に指示する様 式	環生第20号様式 (市町村交通安全推進委員会に 対して補助する 場合に限る。)	提 出 先 支庁 別 1 部 提出期限 別に指示 する日	
20 ウタリ福祉対策事業 ウタリの生活と福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。							書類は、支庁長を経由すること。
(1) 生活相談員設置事業	市町村	生活相談員の設置に要する経費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 環境生活 部総務課	
(2) 専修学校等進学奨励事業	経済的な理由により修学が困難な者	次に掲げる経費 1 専修学校又は各種学校の修学に要する経費 2 専修学校又は各種学校の入学時に必要な支度に要する経費	定額	環生第33号様式 学校長が証明する在学証明書 社団法人北海道ウタリ協会の支部長又は市町村長の推薦書 平成12年分の所得を証明する書類	環生第34号様式 学校長が証明する卒業又は修了等を確認するこ とができる書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	
(3) 高等学校等進学奨励事業	経済的な理由により修学が困難な者	次に掲げる経費 1 高等学校又は高等専門学校の修学に要する経費 2 高等学校又は高等専門学校の入学時に必要な通学用品等の購入に要する経費	定額	環生第31号様式 学校長が証明する在学証明書 社団法人北海道ウタリ協会の支部長又は市町村長の推薦書 平成12年分の所	環生第32号様式 学校長が証明する卒業又は修了等を確認するこ とができる書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	

					得を証明する書類		
(4) 高等学校通学費補助事業	経済的な理由により修学が困難な者	高等学校又は高等専門学校の通学に要する経費	定額	環生第35号様式 学校長が証明する通学証明書	環生第36号様式 学校長が証明する通学の終了又は中止を確認することができる書類	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
(5) 生活館運営費補助事業	市町村	次に掲げる経費 1 生活館運営費 2 生活館活動推進事業費	4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 1の経費に係る場合 環生第27号様式 環生第29号様式 環生第29号様式 2の経費に係る場合 環生第28号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 1の経費に係る場合 環生第27号様式 環生第29号様式 環生第30号様式 2の経費に係る場合 環生第28号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 環境生活部総務課	書類は、支庁長を経由すること。
(6) 生活環境施設改善整備事業	市町村	次に掲げる経費 1 地方改善施設（設備）整備費 (1) 施設整備費 (2) 設備整備費 2 社会福祉施設等施設（設備）整備費 (1) 施設整備費 (2) 設備整備費	4分の1以内 4分の3以内	(施設整備の場合) 共通第20号様式 環生第21号様式 又は環生第23号様式 環生第24号様式 又は環生第25号様式 (設備整備の場合) 共通第20号様式 環生第22号様式 環生第24号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 環生第26号様式 工事請負契約書 建築確認通知書 検査済証、工事着工届、しゅん工届、しゅん工検査証、工事受渡書、工事完成図面及び工事設計書の写し並びに完成写真	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 環境生活部総務課	書類は、支庁長を経由すること。

北海道告示第 595 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等

を次のとおり定める。

平成十三年四月二日

北海道知事 堀 達 也

(保健福祉部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 民間社会福祉施設整備事業 (施設整備事業) 民間社会福祉施設における施設 (設備) の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、社会福祉事業を行う民法 (明治29年法律第89号) 第34条の規定により設立された法人 (以下「民法法人」という。) 及び日本赤十字社 (札幌市及び旭川市の区域外に所在する施設を整備する社会福祉法人、社会福祉事業を行う民法法人及び日本赤十字社に限る。)	民間社会福祉施設における施設の整備又はこれに附帯する設備の整備に要する経費 (他の補助金の対象となるものを除く。)	2分の1以内	共通第8号様式 (設備整備の場合) にあっては、共通第6号様式 (共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 見積書 見積内訳書 設計図 (配置図、立面図及び平面図) 別に指示する様式	共通第8号様式 (設備整備の場合) にあっては、共通第6号様式 (共通第29号様式 共通第31号様式 工事請負契約書 贈本 建築確認通知書 贈本 工事受渡書 贈本 検査済証 贈本 建物完成図面及び写真 設備については、購入等の事実を証する書類	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部国民健康保険課	1 書類は、市町村及び広域連合にあっては支庁長を経由し国民健康保険組合にあっては直接提出すること。 2 実績報告は要しない。
2 国民健康保険財政健全化対策事業 国民健康保険財政の健全化を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 広域連合 国民健康保険組合	福祉医療の実施及び入院患者の転入に伴う医療費増加分に係る保険者の負担に要する経費	定額	共通第31号様式 保福第7号様式 国民健康保険組合にあっては、別に指示する様式			

3 国民健康保険組合育成事業 国民健康保険組合の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	国民健康保険組合	次に掲げる経費 (1) 適正受診に関する経費 (2) 被保険者として実践すべき健康管理の促進に関する経費 (3) その他健康管理に資すると認められる経費	定額	共通第2号様式 共通第4号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第4号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部国民健康保険課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
4 公的病院等運営事業 公的病院(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。以下同じ。)及び民間病院(知事が適当と認める者が開設する病院をいう。以下同じ。)の経営の健全化等を推進し、もって地域住民の医療の確保・充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 その他知事が適当と認める者	公的病院等運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 がん診療施設、小児医療施設、医学的リハビリテーション施設及び救急医療施設を有する公的病院、在宅医療を行っている公的病院並びに不採算地区にある公的病院(前年度末で累積欠損金又は不良債務を有するものに限る。)の運営に要する経費 2 救急医療施設を有する民間病院及び在宅医療を行っている民間病院の運営に要する経費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第26号様式 (申請者が公的病院の開設者に限る。) 保福第27号様式 (申請者が公的病院の開設者の場合を除く。) 保福第28号様式 から保福第30号様式まで(申請者が公的病院の開設者の場合に限る。) 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
5 医療施設近代化施設整備事業 医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養型病床群への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人健康保険組合及びその連合会 その他知事が適当と認める者	次に掲げる医療施設の整備に要する経費(患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善及び療養型病床群の整備等に要する工事費又は工事請負費に限る。) 1 病院(改修により療養型病床群を整備する病院は除く。) (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、	3分の1以内 ただし、別に	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療課(病院整備のうち精神病院に係	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)

地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。

患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、パルコニー、廊下、便所、冷暖房、附属設備等）

指示する病院に
ついては次によ
る。

ア 地方公共団

体が開設する
病院

15分の6以内

ただし、整

備病床数が

100床を超え

る場合にあつ

ては、次に掲

げる率を乗じ

て得た額の合

計額とする。

(ア) 3分の1

(イ) 15分の1

に整備病床数

(300床を限

度とする。)

分の100を乗

じて得た率

イ ア以外の病

院

30分の13以

内

ただし、整

備病床数が

100床を超え

る場合にあつ

ては、次に掲

げる率を乗じ

て得た額の合

計額とする。

(ア) 3分の1

(イ) 10分の1

に整備病床数

(150床 (公

るもの及び結核病棟改修等整備事業にあっては保健福祉部保健予防課)

	(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	
2	(2) 知事が必要と認めるもの 改修により療養型病床群を整備する病院 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) 3 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	3分の1以内
4	診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エッス又線室、暗室、待合室、看護婦居室、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)ただし、改修等により療養型病床群を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等(外来部門を除く。))	3分の1以内 ただし、承継に伴う診療所であつて、別に指示するものについて、30分の日以内とする。
5	介護基盤整備促進事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	3分の1以内
6	療養型病床群療養環境改善事業(機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)	3分の1以内

6	へき地中核病院事業 へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定した病院の開設者		10分の10以内			提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
(1)	設備整備事業		へき地中核病院として必要な医療機器の整備に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式		
(2)	運営事業		へき地中核病院の運営に要する医療活動費、研究費、研修費、医療費及び伝送装置経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第34号様式 保福第35号様式別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第36号様式 保福第37号様式		
7	へき地診療所事業 へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会		2分の1以内			提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課（国民健康保険直営診療所）	書類は、国民健康保険直営診療所にある診療所を経ては支庁長の他のものにあつては保健所長を経由す

(1) 施設整備事業						療所にあること（札幌市、小樽市、保健福祉部 函館市及び旭国民健康保険課）川市の場合を除く。）。
	へき地診療所の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 診療所（診療室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護婦居室、玄関、廊下等） 2 医師住宅 3 看護婦住宅 4 ヘリポート			共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第32号様式 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 契約書の写し 建物の全景及び概要を示す写真 建物の構造概要及び平面図 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 しゅん工検査書の写し 別に指示する様式	
(2) 設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器の整備に要する経費			共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 保福第35号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し等	
8 へき地患者輸送車整備事業	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するために必要な患者輸送車等並びにへき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所の医師往診用小型雪上車の整備に要する経費	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し等	提出部数 提出期限 提出先 1 部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課
		へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。				書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を

社会福祉法人北海道社会事業協会			除く。） 保福第33号様式別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
9 地域医療サポートセンター運営事業 地方・地域センター病院の医療機能を高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会					
(1) 設備整備事業		地方・地域センター病院として必要な医療機器（別に指示する医療機器に限る。）の整備に要する経費（備品購入費に限る。）	3分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式別に指示する様式	
(2) 運営事業		地方・地域センター病院が行う次の事業に要する経費 (1) 地域医療支援室運営事業 地方センター病院における地域医療支援室の設置・運営に要する経費 (2) 医師等派遣事業 地方センター病院における地域の医療機関に対する医師等の派遣に要する経費 (3) 研修会等開催事業 ア 地方センター病院における高度・専門的な研修会等の開催に要する経費 イ 地方・地域センター病院におけ	定額 10分の10以内 2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式の1（医師等派遣事業の場合に限る。） 保福第39号様式の2（研修会等開催事業の場合に限る。） 保福第40号様式の1（地域医療支援室運営事業の場合に限る。）		

		る研修会及び症例検討会等の開催に要する経費		に限る。) 保福第10号様式の1(地域医療支援室運営事業の場合に限る。) 保福第10号様式の2(医師等派遣事業の場合に限る。) 保福第10号様式の3(研修会等開催事業の場合に限る。) 保福第10号様式の3(研修会等開催事業の場合に限る。) 保福第10号様式の3(研修会等開催事業の場合に限る。)	保福第40号様式の2(医師等派遣事業の場合に限る。) 保福第40号様式の3(研修会等開催事業の場合に限る。)			
10	離島等特定地域病院設備整備事業 離島や地理的条件などから地域センター病院を利用することが困難な地域における中心的な医療機関の機能の充実及び強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合	離島等特定地域病院(別に指示する医療機器の購入費に限る。)に要する経費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 その他参考になる書類	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 その他参考になる書類	提出部数 1部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること。
11	院内感染対策施設設備整備事業 MRSA等の耐性菌による院内感染症に適切に対応するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人健康保険組合及びその連合会 国民健康保険組合及びその連合会 その他知事が適当と認める者	病院の個室整備に必要な工事費又は工事請負費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
12	救命救急センター運営事業	市町村 日本赤十字社	救命救急センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式	共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 別に指示	書類は、保健所長を経由

初期救急医療施設、病院群輪番制による第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の救命医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	北海道厚生農業協同組合連合会	給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗品費等）、経費（福利厚生費、消耗品費、消耗品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）、在日外国人に係る前年度の未収金	共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第38号様式 保福第41号様式別に指示する様式	提出先 保健福祉部地域医療課	すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
13 広域救急医療対策事業 初期救急医療施設と救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
(1) 設備整備事業	市町村が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に要する経費（備品購入費）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式別に指示する様式			
(2) 運営事業	市町村が行う病院群輪番制病院の運営事業に要する経費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第45号様式 保福第47号様式 保福第48号様式	共通第31号様式 保福第48号様式 保福第49号様式別に指示する様式		
14 災害拠点病院整備事業 多発外傷、挫減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 その他知事が適当	災害拠点病院として必要な医療機器の購入に要する経費（備品購入費）	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。）	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

遺機能、応急用資機材の貸出し機能等を有する災害拠点病院を整備するため、予算の範囲内で補助する。	と認める者			保福第33号様式別に指示する様式			
15 救急医療啓発普及事業 休日及び夜間における救急医療体制の確保並びに救急医療知識の普及啓発を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う救急医療啓発普及事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、賃金その他の費用（会場借上料、備品購入費等）	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第44号様式 保福第45号様式 保福第46号様式	共通第31号様式 保福第46号様式 保福第49号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
16 看護婦等養成所整備事業 看護婦等養成所における施設設備整備を促進し、看護職員の養成力の充実等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協同組合連合会 健康保険組合 健康保険組合連合会 国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会 学校法人 準学校法人 民法法人 医療法人 （民法法人、医療法人については学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種学校」の認可を受けることができる看護婦等養成所に					提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

		限る。)					
(1) 施設整備事業		保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第19号様式 保福第20号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第20号様式 別に指示する様式		
(2) 設備整備事業		保健婦助産婦看護婦法に基づき指定を受けることのできる保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		
17 看護婦等養成事業 看護婦等養成所の教育内容の強化及び充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協同組合連合会 国家公務員共済組合及びその連合会 健康保険組合及びその連合会 国民健康保険組合及び国民健康保険	保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当り費、需用費（消耗	10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第15号様式 保福第16号様式 保福第17号様式 保福第18号様式 保福第25号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 保福第15号様式 保福第16号様式 保福第17号様式 保福第18号様式 保福第167号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

団体連合会 学校法人及び準学 校法人 医療法人 民法法人 （医療法人及び民 法法人については、 学校教育法第82条 の2の規定による 「専修学校」又は 同法第83条の規定 による「各種学 校」の認可を受け ている者に限る。）		品費、印刷製本費）、備品購入費、 役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（上記教員経費のうち(1)～ (3)に該当するものとする。） 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費 とする。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗器材に要する 経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)～ (2)に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費とする。）					書類は、保 健所長を経由 すること（札 幌市、小樽市、 函館市及び旭 川市の場合を 除く。）。
18 院内保育所運営事業 保健婦、助産婦、看護婦 及び准看護婦（以下「看護 婦等」という。）の離職防 止及び潜在看護婦等の再就 職の促進を図るため、予算 の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協 同組合連合会 国家公務員共済組 合 国家公務員等共済 組合連合会 健康保険組合 健康保険組合連合 会 国民健康保険組合 国民健康保険団体 連合会 医療法人 民法法人 その他知事が適当 と認める者	院内保育事業に要する経費のうち、保 育士等の職員の人件費（給料、諸手当 等）及び委託料（人件費に係るものに限 る。）	3分の2以内 （保育児童数が 3人の施設にあ っては3分の1 以内）	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 （申請者が市町 村である場合を 除く。） 保福第22号様式 から保福第24号 様式まで 委託契約書の写 し（原本証明を したもの）及び 運営要綱等（運 営等が委託の場 合に限る。） 保育料金及び保 育時間が規定さ れた規則等の写 し（原本証明を したもの）	共通第31号様式 保福第22号様式 から保福第24号 様式まで 委託料の精算書 （原本証明をし たもの） 別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉 部地域医 療課	正副2部 別に指示 する日

					別に指示する様式				
19	看護婦宿舍等施設整備事業 看護婦宿舍の個室整備及び看護婦詰め所等の環境改善整備を行い、看護職員の離職防止及び就業定着を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協同組合連合会 健康保険組合 健康保険組合連合会 国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会 その他知事が適当と認める者	看護婦宿舍等施設の整備に要する経費 (看護婦宿舍及び看護婦勤務環境改善施設の工事費に限る。)	2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 別指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 共通第20号様式 別指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)。
20	公的診療所等特別対策事業 (設備整備) 道立診療所の廃止に伴い、廃止診療所所在地町において、必要な設備の整備を行うことにより、地域医療の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	当別町 松前町 日高町	道立診療所の廃止に伴う患者輸送車等の設備整備事業に要する経費	10分の10以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第33号様式 見積書	共通第30号様式 共通第31号様式 共通第33号様式 契約書の写し 検収(査)調書の写し 整備機器等の写真	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること。
21	結核予防事業 結核予防法(昭和26年法律第96号)第56条の規定により補助する。	学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。)の長又は結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第1条で定める施設の長(札幌市及び旭川市の区域外に所在する学校又は施設の長に限るものとし、国又は市町村	結核予防法第4条第1項の規定による定期の健康診断又は同法第13条第1項から第3項までの規定によるツベルクリン反応検査若しくは定期の予防接種に要した経費	3分の2	共通第31号様式 共通第54号様式 共通第55号様式 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先 保健所(小樽市及び函館市にあっては保健福祉部保健予防課)	1部 別に指示する日 保健所	実績報告は、要しない。

	を除く。)						
22 第二種感染症指定医療機関運営事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費について、同法第60条の規定により補助する。	第二種感染症指定医療機関の設置者	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） (2) 役務費（通信運搬費、手数料等） (3) 委託料 (4) 使用料及び賃借料 (5) 材料費 (6) 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）	10分の10	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式 保福第170号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第31号様式 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式	提出部数 2部 別に指示する日 保健所 （札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に所在する第二種感染症指定医療機関にあっては、保健福祉部保健予防課）	
23 第二種感染症指定医療機関施設整備事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく第二種感染症指定医療機関の施設整備に要する経費について、同法第60条の規定により補助する。	第二種感染症指定医療機関の設置者	1 施設整備 第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。） 2 設備整備 第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	10分の10	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 保福第33号様式 （設備整備の場合） （設備整備の場合） 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 保福第33号様式 （設備整備の場合） 補助事業完成後の写真及び平面図 工事設計図、工事仕様書及び工事仕訳書 工事箇所平面図 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 保福第33号様式 （設備整備の場合） 契約書の写し 工事設計図、工事仕様書及び工事仕訳書（申請時と変更のある場合）	提出部数 2部 別に指示する日 保健所 （札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に所在する第二種感染症指定医療機関にあっては、保健福祉部保健予防課）	
24 老人性痴呆疾患センター運営事業	市町村 日本赤十字社	老人性痴呆疾患センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの	運営事業費 4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式	共通第2号様式 共通第30号様式	提出部数 正副2部 別に指示	書類は、保健所長を經由

老人性痴呆症患者等の専門医療相談、鑑別診断、治療方針の選定及び夜間や休日の救急対応、関係者への技術援助等を行うために要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	医療法人	1 運営事業費 2 空床確保料	空床確保料 3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第31号様式 別に指示する様式	すること(札幌市の場合を除く。)
25 北海道医療給付事業 重度心身障害者、母子家庭等の母と児童及び乳幼児並びに老人の健康の保持と福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	北海道医療給付事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 医療費 2 事務費(共済費、賃金、需用費(消耗品費及び印刷製本費に限る。)、役務費(通信運搬費に限る。)、委託料及び備品購入費に限る。)	医療費 市にあっては10分の5.6(財政力指数が0.31未満の市にあっては30分の18)以内、町村にあっては30分の18以内 事務費 2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第57号様式 保福第59号様式 保福第79号様式	共通第31号様式 保福第58号様式 保福第60号様式 保福第80号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 保健所 (札幌市、小樽市、函館市及び旭川市にあっては、保健福祉部保健予防課)
26 母子医療施設設備整備事業 妊娠時期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供する小児医療、周産期医療施設を整備するため、予算の範囲内で補助する。	知事の要請を受けた病院の開設者	小児医療施設として必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室等) (2) 小児専用病棟(病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所等)	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
(1) 小児医療施設設備整備						

(2) 小児医療施設設備整備		小児医療施設として必要な医療機械（NICUに必要な医療機械を含む。）の整備に要する経費（備品購入費に限る。）	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式			
(3) 周産期医療施設施設整備		周産期集中強化治療室として必要な周産期専用病棟（病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等）の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式			
(4) 周産期医療施設設備整備		1 医療機器整備費 周産期集中強化治療室（PICU）に必要な医療機械の備品購入費 2 ドクターカー ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式			
27 歯科衛生士養成所臨床実習事業 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき厚生労働大臣の指定を受けた歯科衛生士養成所の教育内容の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	民法法人 学校法人	歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育に要する経費（講師等謝金（特殊教育講師謝金及び指導教員雇い上げ謝金に限る。）、旅費（指導教員及び学生に係るものに限る。）及び需用費（医薬材料費、消耗器材費及び自動車燃料費に限る。）に限る。）	10分の10以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第50号様式 保福第51号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第50号様式 保福第52号様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
28 心身障害者（児）歯科診療事業	市 民法（明治29年法	心身障害者（児）歯科診療（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に定	3分の1以内	共通第2号様式 共通第16号様式	共通第2号様式 共通第30号様式	提出部数 提出期限 提出部数 正副2部 別に指示	書類は、保健所長を経由

心身障害者（児）の歯科診療を促進するため、口腔保健センター等で専門的に歯科診療を行い、もって心身障害者（児）歯科医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。）	める者を対象として、診療日を定め午前8時から午後6時までの間に行う歯科診療という。）	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市の場合を除く。） 別に指示する様式	共通第31号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部地域保健課	すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
29 保健福祉施設特別対策事業 廃止した保健所支所所在市町が、譲渡された建物・工作物等を保健福祉の拠点として活用するための整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	夕張市 美唄市 芦別市 砂川市 士別市 美幌町 池田町	市町が譲渡された保健所支所庁舎等を保健福祉施設として活用するための改修及び撤去に必要な修繕費、工事費、工事請負費及び委託料	共通第8号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 工事仕様書 工事設計図書 工事仕訳書	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 契約書の写し及び検査調書の写し（原本謄写の証明をしたもの） 概要写真 工事仕様書 工事仕訳書	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること。
30 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障害者が、地域で自立し、安定した生活を続けていくことを支援し、これらの方々の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	在日外国人高齢者・障害者に対し、福祉給付金として支給する扶助費等	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第89号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第89号様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、支庁長を経由すること。
31 いのちの電話相談事業 いろいろな悩みを持つ者に対し、その悩みを解決し、安心して生活することができよう電話を通して行う相談事業の充実を図るため、	社会福祉法人 北海道いのちの電話 社会福祉法人 旭川いのちの電話	いのちの電話相談事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 （1）電話相談員の養成及び訓練事業 （2）相談に関する調査及び研究事業 （3）いのちの電話の宣伝及び普及事業	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域保健課	

予算の範囲内で補助する。								
32	民間社会福祉施設整備資金 金利子補給事業 民間社会福祉施設の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、民法法人、日本赤十字社及び宗教法人（札幌市及び旭川市の区域外に所在する社会福祉施設を運営する社会福祉法人、民法法人、日本赤十字社及び宗教法人に限る。）	社会福祉施設の整備のため、社会福祉・医療事業団から借り入れた資金に係る平成13年度における支払利子に要する経費	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.65パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.00パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成10年4月1日以降の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（1.50パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額	式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第87号様式 借入契約をしたことを証する書類（金銭消費貸借契約証書及び償還年次表の写し）	共通第31号様式 保福第87号様式 利子を納入したことを証する書類（領収証等）	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
33	高齢者事業団訪問開拓員	市町村（札幌市及	高齢者事業団に対し訪問開拓員の設置	2分の1以内	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1部	

設置事業 就労を通じて生きがいの充実を図ろうとする高齢者の就業機会を増大するとともに、高齢者事業団の健全な育成及び充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	び旭川市を除く。)	に必要な人件費を補助する場合における当該補助に要する経費		共通第14号様式 共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
34 軽費老人ホーム運営事業 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき軽費老人ホームの運営の健全化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。） ケアハウスについて、前記のほか民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人、農業協同組合、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会及び医療法人（以下社会福祉法人を含め、「社会福祉法人等」という。）（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費	市町村 3分の1以内 社会福祉法人等 10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第108号様式 保福第109号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 保福第108号様式 保福第110号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 支庁	
35 在宅サービス促進特別対策事業 過疎地域等における在宅介護サービスの立ち上げを支援することにより、高齢	市町村及び地方公共団体の組合（「厚生大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支	訪問介護サービス時間延長事業、訪問入浴サービス事業及び通所介護ホリデイサービス事業に直接従事する職員の人件費に要する経費（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第6項	2分の1以内。 ただし、補助事業者が地方公共団体の組合の場合又は複数の市	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第90号様式 保福第91号様式	共通第31号様式 保福第90号様式 保福第92号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

者の多くができる限り住み慣れた家庭や地域で老後の生活を送ることができるよう、24時間対応の在宅介護支援体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	給に係る離島その他の地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）により指定された地域に該当する又は当該地域を含む市町村及び当該市町村を含む地方公共団体の組合に限る。）	の規定（同法第53条第4項の規定により準用される場合を含む。）により市町村から支払われる当該指定居宅サービスに要した費用の額に当該居宅要介護被保険者又は当該居宅要支援被保険者から支払われる利用料相当額を加えた額に当該総事業費に占める当該人件費の割合を乗じて得た額を除く。）又は当該経費を市町村等が補助する場合における当該補助の対象となる経費	町村が広域的に取り組む場合は、3分の2以内			提出部数 正副2部 別に指示する日 保健福祉課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
36 介護老人保健施設整備資金 金 利 子 補 給 事 業 老人保健施設の安定的整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	平成13年4月1日現在において介護老人保健施設を開設している医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会及び厚生大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。）	介護老人保健施設を開設するための新築及び増改築に係る建築資金（痴呆専門棟を設置するための増改築を含む。）に對する社会福祉・医療事業団又は年金福祉事業団から借り入れた資金に係る平成13年度における支払利子。ただし、支払利子の算出に係る借り入れた資金の未償還額が2億円（特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行うものとして、知事に届出を行っている施設については3億円）を超える場合は、その超えた額に相当する支払利子を除く。	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（4.05パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセント）とする。）によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.40パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセント）を上限とする。）によって算出した額 平成10年4月1日以降の契約締結分について	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第111号様式 金銭消費貸借契約書の写し（原本照合したもの）	共通第31号様式 保福第111号様式 利子を納入したことを証する書類（領収証等）	提出期限 保健福祉課	

			は、借入利率から開設者負担率（1.70/パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額					
37	痴呆性老人介護研修事業 痴呆性高齢者の介護に関する専門職員を養成し、もって痴呆性高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）、社会福祉法人、医療法人及び非営利法人のうち、特別養護老人ホーム又は痴呆対応型共同生活介護を行う団体で、知事が適当と認める者	痴呆介護指導者養成研修事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 派遣職員の旅費 (2) 派遣職員の代替職員雇上費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 保健福祉部高齢者保健福祉課 提出先	
38	総合相談窓口促進事業 市町村が障害者や要援護高齢者などからの相談に総合的に対応し、サービスの提供や専門機関の紹介、関係機関との調整など、コーディネート機能を持った一元的な相談窓口を整備し、さらに、その窓口従事者が積極的な個別援助活動ができるよう、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	総合相談窓口を設置し、その活動に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 保健福祉部障害者保健福祉課 提出先	書類は、支庁長を経由すること。
39	点字図書館運営事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく点字図書館及び盲人ホームの運営費を助成することにより、視覚障害者の福祉向上を図るため、予算の範	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	点字図書館及び盲人ホームの運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並び	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第120号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 保福第120号様式	提出部数 1部 別に指示する日 保健福祉部障害者保健福祉課 提出先	

	市内で補助する。		に備品購入費等)		式		
40	母子通園センター事業 心身に障害のある児童に対し通園の方法により指導を行い、その育成を助長するため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	母子通園センター事業の実施に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び指導用材料費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（指導訓練用器具費に限る。）に限る。）	I型にあっては、4分の3以内 (別に定める要件に該当する場合にあっては、別に定める方法により算出した額を加算する。) II型にあっては、2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第116号様式 保福第117号様式	共通第31号様式 保福第118号様式 保福第119号様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支 行
41	地域療育推進体制整備事業 心身に障害のある児童の地域療育推進体制の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 地域療育推進協議会（札幌市及び旭川市の区域外に設置しているものに限る。）	地域療育推進協議会の設置及び運営に要する経費（報酬費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に要する経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）並びに使用料及び賃借料に限る。）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第129号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第129号様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支 行
42	心身障害児（者）療育等 支援施設事業 心身障害児（者）療育等支援施設に在宅福祉を担当する職員を配置し、在宅療育等に関する相談及び各種福祉サービスの提供に係る調整等を行い、在宅心身障害児（者）及びその家庭の福祉向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が支援施設として指定した知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設又は重症心身障害児施設を営営	心身障害児（者）療育等支援施設事業に定める地域生活支援事業の実施に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に要する経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費及び広告料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支 行

	43 重症心身障害児（者）通園事業 在宅の重症心身障害児（者）に、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行い、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させるため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。）	重症心身障害児（者）通園事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 事務費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料に限る。） 2 事業費（需用費（食糧費（会食に係るものを除く。）、指導用材料費、脂材料費、医療材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、消耗品費等）、委託料、備品購入費（指導訓練器具費、医療器材等）に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
	44 社会復帰地域支援システム推進事業 精神障害者の特性に応じた保健・医療・福祉に関するサービスを総合的に、かつ、きめ細かに提供できる支援システムの構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の規定により設置された精神障害者授産施設を経営する社会福祉法人等	社会復帰地域支援システム推進事業に要する経費（賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料に限る。）	定額	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
	45 知的障害者地域援助センター活動事業 知的障害者の職場定着並びに施設入所者及び在宅の知的障害者の就労等による地域社会への参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	知的障害者援護施設を設置する市町村（札幌市及び旭川市を除く。）及び社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	地域援助センターの活動に要する経費（報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に要する経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料並びに使用料及び賃借料に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
46	知的障害者自立促進援護	市町村（札幌市及	知的障害者生活寮の運営に関し助成す	2分の1以内	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部	

事業 知的障害者の社会自立の 促進を図るため、予算の範 囲内で補助する。	ひ旭川市を除く。）	る経費のうち、次に掲げるもの (1) 管理人又は指導職員に係る人件費 (2) 建物の維持・補修に要する経費	2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第127号様 式 別に指示する様 式	共通第31号様式 保福第127号様 式	提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
47 障害者地域共同作業所運 営事業 在宅の障害者に対して通 所による生活訓練及び作業 訓練等を行うとともに就労 の場を設けることにより、 その自立の促進と福祉の向 上を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村（札幌市及 び心身障害者を主 体とする障害者地 域共同作業所にあ っては旭川市を除 く。）	市町村が障害者地域共同作業所運営事 業を自ら実施する場合の当該事業に要す る経費（給料、職員手当等、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用費（食糧費のう ち会食に係る経費を除く。）、役務費、 使用料及び賃借料、委託料及び負担金に 限る。）又は障害者地域共同作業所運営 事業を実施する福祉団体等に対し市町村 が補助等を行う場合の当該補助等に要す る経費（委託料又は補助金に限る。）		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第128号様 式 位置図 位置図 平面図 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第128号様 式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁又は 保健所 （精神障 害者を主 に対象に して運営 している 地域共同 作業所に あつては 保健所、 それ以外 の地域共 同作業所 にあって は支庁。 ただし、 俱知安保 健所にあ つては小 樽市の区 域、渡島 保健所に あつては 函館市の 区域、上 川保健所 にあって は旭川市	

						の区域に係るものを含む。）	
48	福祉工場運営費補助事業 心身障害者の地域における自立と社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	知的障害者福祉工場又は身体障害者福祉工場の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費及び建物等に係る修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（製造に必要な備品に要する経費を除く。）に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
49	障害児施設機能強化事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく重症心身障害児施設に入所している児（者）の処遇の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市の区域外に所在する施設に施設介護員を設置している者に限る。）	施設介護員の設置に要する経費（報酬、給料、職員手当及び賃金に限る。）	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第113号様式 保福第114号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第113号様式 保福第114号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
50	身体障害者福祉ホーム運営事業 身体障害者の社会自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	身体障害者福祉ホームの運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
51	知的障害者福祉ホーム運営事業 知的障害者の社会自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）又は社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	知的障害者福祉ホームの運営に要する経費（給料、需用費（消耗品費、建物の修繕料に限る。）及び委託料）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
52	精神障害者共同住居運営事業	市町村（札幌市を除く。）	精神障害者共同住居運営事業を実施する団体等に対し当該事業費を補助する場合	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示

精神障害者の社会的自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。		台における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 管理人及び指導職員に係る人件費 (2) 建物の維持及び補修に要する経費		共通第20号様式 保福第130号様式 別に指示する様式	提出先 保健所	
53 精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者地域生活援助事業及び地域生活援助事業の相互利用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）又は精神障害者社会復帰施設を運営する非営利法人（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	精神障害者地域生活援助事業に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）及び委託料に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第20号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
54 精神障害者地域生活支援センター運営事業 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）又は精神障害者社会復帰施設を運営する非営利法人（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	精神障害者地域生活支援センター運営事業に要する経費（給料、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及び事業を実施するために必要な各所修繕費に限る。）	定額	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第20号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
55 精神障害者社会復帰施設運営事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者社会復帰施設及び長期在院患者の療養体制整備事業に係る施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）又は非営利法人等（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	精神障害者社会復帰施設及び長期在院患者の療養体制整備事業に係る施設の運営に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第20号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	

56	放課後児童特別対策事業 居間保護者のいない家庭 の小学校低学年児童等の育 成・指導を行う小規模児童 クラブの活動を促進すると ともに、放課後児童クラブ における障害児の受入れ体 制の整備を図るため、予算 の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及 び旭川市を除く。）	2分の1以内		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第156号様 式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第156号様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
(1)	小規模クラブ				共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第156号様 式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第156号様 式		
(2)	障害児加算				共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様 式	共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式		
57	養護児童グループホーム 運営事業 養護を必要とする児童の うち、集団生活になじめな い児童や家庭での生活体験 のない児童等に対して、専 門性を備えた養育者が家庭 的な雰囲気の中で専門的養 育を行うことにより、児童 の福祉の向上を図るため、 予算の範囲内で補助する。	施設分園型ホーム の指定を受けた社 会福祉法人 里親型ホームの指 定を受けた里親	次に掲げる養護児童グループホームの 運営に要する経費 (1) 施設分園型ホーム (ア) 増配置職員及び休日等代替職員 宿直専門員に係る人件費 (イ) 借家等家賃 (ウ) 光熱水費等維持費 (エ) 開設準備費（開設年度のみ） (2) 里親型ホーム (ア) ヘルパー雇上げに係る人件費 (イ) 専任養育者に対する養育手当 (ウ) 開設準備費（開設年度のみ）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 （申請者が里親 である場合を除 く。） 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 （申請者が里親 である場合を除 く。）	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 保健福祉 部児童家 庭課	書類は、里 親にあっては 児童相談所長 を経由するこ と。
58	入所児童健全育成促進事 業 児童養護施設に入所して いる児童に対して、短期間 一般家庭での生活体験を行	児童養護施設を設 置する市町村（札 幌市を除く。）及 び社会福祉法人 （札幌市の区域外	委託家庭訪問等に要した交通費、ボラ ンティア保険加入費、委託謝礼金及び児 童送迎等に要した交通費	定額	共通第14号様式 共通第31号様式 保福第158号様 式 別に指示する様		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 保健福祉 部児童家	実績報告は 要しない。

	庭課		式				
							書類は、支庁長を経由すること。
59	子育てサポート推進事業 (低年齢児保育対策事業) 保育所における小規模な特別保育事業を円滑に実施することにより、児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	低年齢児保育対策事業に要する経費 (委託料、扶助費（保育士の人件費に限る。）)	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第149号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第149号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部児童家庭課
60	障害児保育特別対策事業 保育を要する障害の程度の軽い心身障害児を保育所で一般の幼児とともに集団保育することにより、障害児の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	障害児保育特別対策事業に要する経費 (保育士の人件費に限る。)	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第151号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第151号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
61	社会福祉施設産休等代替職員設置事業 社会福祉施設等に勤務する産休等職員の職務を、臨時的に任用した代替職員に行わせることにより、施設における正常な業務体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）及び社会福祉施設等を設置する者（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	代替職員の任用に要する次に掲げる経費 (1) 産休職員の分岐予定前8週間目（多胎妊娠の場合は、14週間目）に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内における賃金 (2) 病休職員の休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内における賃金	施設の職員に係るもの 10分の10以内 民間社会福祉施設 の専任職員に係るもの 3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第138号様式 保福第139号様式 共通第138号様式 共通第139号様式	共通第31号様式 保福第139号様式 共通第139号様式 共通第139号様式	提出部数 1部 提出期限 産休の場合には任用日の1か月前、病休の場合にあっては任用日の10日前 提出先 支庁

北海道告示第 596 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年4月2日

北海道知事 堀 達 也

(経済部所管分)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類		交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
				交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類		
1 休廃止鉱山鉱害防止対策事業 休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）に係る鉱害の防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱（昭和46年7月13日付け46保第789号）第21条に規定する鉱業権の消滅している鉱山及び鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を行う者	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱に基づき、北海道鉱山保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費	4分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 国庫補助申請書（添付書類を含む。）の写し別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 国庫補助実績報告書（添付書類を含む。）の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源工ネルギー課	
2 特定発電所周辺地域対策事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する原子力安全対策事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し、予算の範囲内で補助する。	共和町 岩内町 泊村 神恵内村	町村が行う原子力安全対策事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源工ネルギー課	
3 原子力発電施設周辺地域特別対策事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。	電源立地特別対策交付金交付規則（平成12年科学技術庁、通商産業省告示第10号）に規定する企業導入・産業近代化措置及び福祉対策措置を	次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 企業導入・産業近代化措置 (2) 福祉対策措置 (3) 原子力立地給付金交付事業	電源立地特別対策交付金交付規則で定める原子力発電施設等周辺地域交付金の額の範囲内	共通第20号様式 経済第18号様式 経済第19号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 経済第20号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源工ネルギー課	

	講ずる市町村並びに原子力立地給付金交付事業を行う者（原子力発電施設等の設置の円滑化に資する事業を行う民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。）					
4 新エネルギー導入促進事業 新エネルギーの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	新エネルギーの利用を行おうとする者	実証試験事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 機械設備等購入費 (2) 設備設置に係る工事費 (3) 実証試験に要する機器購入費又はリース料 (4) その他知事が特に認める経費	2分の1以内 (500万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課
5 省エネルギー・新エネルギー普及促進事業 省エネルギーの推進及び新エネルギーの開発・導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	省エネルギー及び新エネルギーの普及に関する事業を実施する民間団体等	省エネルギー・新エネルギー事業に要する経費のうち、次に掲げるものの (1) 旅費（参加者の旅費は除く。） (2) 講師等謝金 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 広告宣伝費 (7) 会場・機器使用料及び会場設営費 (8) その他知事が特に認める経費	2分の1以内 (50万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課
6 地域新産業創造活動事業 地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造を促進するため、中小企業者等で組織する組合、団体等であって、次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業団体 (2) 民法法人	中小企業者で組織する組合、団体等であって、次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業団体 (2) 民法法人	調査検討事業、研究・技術開発事業、技術・ノウハウ等交流事業、研究会・研修会等開催事業、技術者等派遣事業、専門家等招へい事業、展示会・商談会等開催事業、品評会・競技会等開催事業、その他支庁長が特に認める事業のうち、次に掲げるもの (1) 派遣・招へい及び調査等旅費	2分の1以内 (100万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

(3) その他支庁長が特に認めるもの	(2) 講師等謝金 (3) 会場・機器使用料及び会場設営費 (4) 資材等購入費 (5) 機器購入費 (6) 外注加工費 (7) 印刷製本費 (8) 図書購入費 (9) 通信運搬費 (10) 調査・視察等営業車借上費 (11) 募集等広告宣伝費 (12) 参加負担金 (13) 調査等委託費及び講習会開催等外部委託費 (14) その他支庁長が特に認める経費					
7 地域産業集積活性化計画支援事業 中小企業の特定制中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野への進出を図るため、予算の範囲内で補助する。	(1) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号。以下「地域産業集積活性化法」という。）第23条の規定に基づく進出計画の承認を受けた中小企業者及び組合等であって、次のいずれかに該当するもの ア 地域産業集積活性化法第2条第5項第1号から第3号のいずれかに該当する中小企業者（当該中小企業者が他の企業、組合等、大学	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

等高等教育研究機関又は試験研究機関と連携及び協力して事業を実施するものに限る。）

イ 商工組合
ウ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

エ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

オ 4以上の中
小企業者であって、共同して地域産業集積活性化法に基づき進出計画の承認を受けたもの

カ 4以上の中
小企業者（2分の1以上が地域産業集積活性化法に基づき進出計画の承認を受けた中小企業者であるものに限る。）が協力して事業を行おうとする場合であって、

	経済産業局長 が適当と認め たもの (2) 地域産業集積 活性化法第25条 の規定に基づく 進出円滑化計画 の承認を受けた 組合等であって、 次のいずれかに 該当するもの ア 商工組合 イ 事業協同組 合及び協同組 合連合会 ウ 水産加工業 協同組合及び 水産加工業協 同組合連合会 エ 社団法人で あって、当該 社団法人の直 接又は間接の 構成員の3分 の2以上が地 域産業集積活 性化法第2条 第5項に規定 する中小企業 者であるもの				提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
8 関連機関支援強化事業 特定中小企業集積の活性 化を支援するため、予算の 範囲内で補助する。	地域産業集積活 性化法第21条の規 定による承認を受 けた特定中小企業 集積活性化計画に 位置付けられた支 援機関	特定中小企業集積活性化計画に記載さ れた支援事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	

9 創造的中小企業技術開発事業 中小企業の技術開発の促進及び技術の改善を図るため、中小企業者が行う研究開発事業に対し、予算の範囲内で補助する。	中小企業の創造的 事業活動の促進 に関する臨時措置 法（平成7年法律 第47号）第4条第 1項の規定による 認定を受けた研究 開発等事業計画に 基づき研究開発事 業を行う中小企業 者	研究開発事業に要する経費のうち、次 に掲げるもの (1) 原材料費 (2) 構築物費 (3) 機械装置、工具器具費 (4) 外注加工費 (5) 技術指導受入費 (6) 直接人件費 (7) その他知事が特に必要と認める経 費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第32号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 経済部産 業振興課	
10 地域産業支援センター整備事業 地域の企業活動を技術開発からマーケティングなどの面まで幅広く支援するものとして、相談コーディネート機能、マーケティング支援機能、情報ネットワーク機能、創業支援機能などを備えた地域産業支援センターを整備する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	財団法人室蘭テクノセンター 社団法人北見工業 技術センター運営 協会 財団法人函館地域 産業振興財団 株式会社旭川産業 高度化センター 財団法人十勝圏振 興機構	地域産業支援センター事業に要する経 費のうち、次に掲げるもの (1) 相談コーディネート機能強化事業 (2) マーケティング機能強化事業 (3) 情報ネットワーク機能強化事業 (4) 創業支援機能強化事業 (5) 産業支援センター運営事業	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示 する日 経済部産 業振興課	
11 中小企業経営革新支援対策事業 経済的環境に即応して中小企業が行う新たな取組による経営の向上を支援することにより、中小企業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	中小企業経営革新 支援法（平成11年 法律第18号）第4 条の規定に基づく 経営革新計画の承 認及び中小企業経 営革新支援法第15 条の規定に基づく 調査を受けた中小 企業、組合等	次に掲げる事業に要する経費のうち、 知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 人材養成事業 (2) 新商品・新技術の企業化に関する 事業 (3) 販路開拓事業	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 経済部産 業振興課	
12 中心市街地等商店街整備事業 商店街における公共的な 共同施設整備事業等に対し	商店街振興組合 及び商店街振興組 合連合会並びに事 業協同組合、事業	1 商店街振興組合等が策定する中小小 売商業振興法（昭和48年法律第101号） の認定を受けた高度化事業計画に基づ き整備される施設又は設備であって、	2分の1以内	共通第2号様式 共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 支庁	

予算の範囲内で補助する。

協同小组台及び協同組合連合会並びに商店街組合及びこれを会員とする商工組合連合会並びに地方公共団体が出資している法人、商工会及び商工会議所、市町村

商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するものの建設又は取得に要する経費（土地の取得・造成費を除く。）及び中小小売商業者等の経営基盤の強化に寄与するものの建設又は取得に要する経費
2 商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法（平成10年法律第92号）の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画に基づき整備される施設又は設備であつて、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するものの建設又は取得に要する経費（土地の取得・造成費を除く。）並びに商店街・商業集積の活性化を図る事業に要する経費

共通第20号様式
共通第32号様式
別に指示する様式

2分の1以内。
ただし、事業主体が次に該当する場合は3分の2以内

(1) 認定構想
推進事業者
であり、かつ、認定中小小売商業高度化事業者である商工会、商工会議所

(2) 認定構想
推進事業者
であり、かつ、認定中小小売商業高度化事業者である第三セクターで地方公共団体の出資又は拠出が2分の1未満のもの

(3) 認定中小小売商業高度化事業者であり、認定構想推進

			事業と共同 で中小小売 商業高度化 事業者を实 施する商店 街振興組合 連合会、協 同組合連合 会、商工組 合連合会 2分の1以内					
		3 中心市街地活性化法の認定を受けた 中小小売商業高度化事業計画に基づき 整備されるテナントミックスに資する 店舗等に対し、市町村が国の特認を受 けて補助する場合の市町村負担に要す る経費			共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
13 商店街等活性化先進事業 商店街団体が取り組む、 商店街の活性化を図るため の空き店舗対策事業等に対 し予算の範囲内で補助する。	商店街振興組合 及び商店街振興組 合連合会並びに事 業協同組合、事業 協同小組合及び協 同組合連合会並び に商店街組合及び これを会員とする 商工組合連合会並 びに地方公共団体 が出資している法 人、商工会及び商 工会議所等	(1) 空き店舗活用事業（先進的実験事 業） 空き店舗を活用したイベント等の先 進的実験事業に要する経費 (2) 駐車対策事業 駐車スペースの確保等消費者に利便 性を提供するために行う先進的実験事 業に要する経費 (3) 商店街等活性化事業 ＩＴ、高齢化対応その他の商店街の 活性化を図るために行う先進的実験事 業に要する経費	3分の2以内		共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
14 地域食品加工技術センタ ー運営事業 オホーツク圏及び十勝圏 の食品加工技術力の高度化 を促進し、本道食品工業の 発展を図るため、道立地域 食品加工技術センターにお いて行う事業に要する経費	財団法人オホーツ ク地域振興機構 財団法人十勝圏振 興機構	財団法人オホーツク地域振興機構及び 財団法人十勝圏振興機構が道立地域食品 加工技術センターにおいて行う事業に要 する経費のうち、次に掲げるもの (1) 事業費 ア 維持運営費 イ 事務管理費 ウ 試験研究費	定額		共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 経済部地 域産業課	

	について、予算の範囲内で補助する。	工 技術指導事業費 才 技術交流事業費 力 情報提供事業費 キ 人件養成事業費 (2) 人件費						
15	小規模事業指導推進事業 小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業指導推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が経営指導員等を設置して経営改善普及事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第32号様式 経済第21号様式 経済第24号様式 経済第26号様式 経済第27号様式 別に指示する様式	経済第21号様式 経済第24号様式 経済第29号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	書類は、支庁長を経由すること。
16	指導体制強化対策事業 小規模事業者の振興と安定を図るため、指導体制強化対策事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が指導体制強化対策事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 専任事務局長設置費 (2) 記帳機械化促進事業費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度とする。) 2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
17	地域中小企業支援センター事業費補助金 創業や経営革新等を支援するため、地域中小企業支援センター事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所 北海道商工会連合会 北海道中小企業団体中央会	商工会等がコーディネーターを配置するなどして地域中小企業支援センター事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	
18	商工会館等建設事業 地域商工業の振興を図るため、商工会館等の建設事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会館等建設事業に要する経費のうち、次に掲げるもの(ただし、道から既存施設に係る移転補償金が支払われる場合は、当該補償金のうち建物部分に係るものを除く。) (1) 建設費 (2) 建物の買収費(買収時の増改築費	道単独補助事業の場合は、次に掲げる額のうち最も低い額。ただし、現に使用している商工会館等の耐用年	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 会館建設経過報告書 補助対象経費の支出証拠書類の	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	道単独補助の場合、書類は、市町村長を経由すること。

	増改築費（国庫補助事業に係る場合を除く。）を含む。）	数の2分の1を経過していない場合において、新たに商工会館等を建設し、買収し、又は増改築する場合は、別に知事が定める額	会）の議事録謄写し 本（道単補助の場合、上記に加え）補助対象者の概要を記載した書面 市町村補助金に係る市町村予算議決書の抄本又は市町村補助金負担承諾書等別に指示する様式
(3) 増改築費（国庫補助事業に係る場合を除く。）を含む。）		(1) 補助対象経費の10分の3（地区内商工業者数が300人未満のものにあつては、10分の4）に相当する額 (2) 市町村の補助金の額（地区内商工業者数が300人未満のものにあつては、当該補助金の額に1.3を乗じて得た額）に相当する額 (3) 地区内の商工業者数に応じ、次に掲げる額ア 300人未満 1,000万	

			円 イ 300 人 以上 1,000 人 未満 1,500 万 円 ウ 1,000 人以上 5,000 人 未満 2,000 万 円 エ 5,000 人以上 2,200 万 円 国庫補助事業 の場合にあつて は、補助対象経 費の2分の1以 内で2,887 万 5,000円を限度 とする。	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別記第1号様式 別記第2号様式 土地の確保が確 実であることを 証する書面 工事設計図書 工事見積書	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 土地の確保が確 実であることを 証する書面 請負契約書の写 し 完成図面及び写 真	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
19 商工会等基盤施設整備事業 商店街・商業集積の活性化を図るため、商工会等基盤施設整備事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）に基づき認定を受けた基盤施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 （知事が別に定める額を限度とする。）	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別記第1号様式 別記第2号様式 土地の確保が確 実であることを 証する書面 工事設計図書 工事見積書	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 土地の確保が確 実であることを 証する書面 請負契約書の写 し 完成図面及び写 真	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
20 緊急地域雇用特別対策推	市町村	地域の雇用及び就業機会の創出を図る	10分の10	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1 部	

進事業 現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため、臨時応急の措置として地域の実情に応じて市町村が行う事業に対し、北海道緊急地域雇用特別基金を財源として当該事業に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、地域の雇用及び就業機会の創出を図ることを目的とする。	一部事務組合 広域連合	ことを目的として行う次の事業に要する経費及び附帯事業費。ただし、建設及び土木事業並びに当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業や国の補助金又は道の補助金の交付を受けている事業を除く。 (1) 委託事業 (2) 直接実施事業	共通第18号様式 共通第20号様式 当該補助事業に係る委託契約書の写し 別に表示する様式	共通第31号様式 共通補助事業に係る委託契約書の写し 受託企業等からの実績報告書の写し 別に表示する様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁商工労働観光課	
21 シルバー人材センター育成事業 シルバー人材センターの健全な育成を図ることにより、高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進に資するため、予算の範囲内で補助する。	清水町・七飯町 静内町・紋別市	市町がシルバー人材センターに対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 訪問開拓員の設置に要する経費 (2) 普及及び啓もうに要する経費	2分の1以内 (150万円を限度とする。) 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部雇用対策課	
22 季節移動労働者援護事業 季節移動労働者の援護を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	次に掲げる経費 (1) 地域相談指導員の設置及び活動に要する経費 (2) 安全就労推進集会の開催に要する経費 (3) 就労前の健康診断の実施に要する経費 (4) 留守家族訪問の実施に要する経費 (5) 季節移動労働者指導資料作成送付に要する経費	10分の10以内 共通第14号様式 共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 経済第32号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第32号様式 経済第33号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
23 緊急地域雇用促進奨励事業 緊急地域雇用特別対策推進事業に係る委託事業において臨時応急的に雇用された者の再就職の促進を図るため、予算の範囲内で補助	緊急地域雇用特別対策推進事業に係る委託事業を受託した事業主	緊急地域雇用特別対策推進事業に係る委託事業を受託し、臨時応急的に雇用した者を、当該委託事業終了後、常用労働者として再雇用した場合における、雇入れ日以降6か月間に当該事業に要する経費（雇い入れた労働者の賃金に限る。）	定額 経済第17号様式 経済第50号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は要しない。

(2) 短期訓練実施事業	訓練及び専門課程の高度職業訓練に限る。)を行う中小企業事業主等						
	認定職業訓練(短期課程の普通職業訓練及び専門短期課程の高度職業訓練に限る。)を行う中小企業事業主等						
27 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 職業訓練実施団体	集合して行う認定職業訓練に供するための設備の整備に要する経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 経済第38号様式 経済第40号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第41号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 提出先 支 行	
28 地域人材開発センター運営事業 地域の職業能力開発の振興を図るため、地域人材開発センターの管理運営等に対し、予算の範囲内で補助する。	社団法人留萌地域人材開発センター 運営協会 社団法人遠紋地域人材開発センター 運営協会 職業訓練法人岩内地域人材開発センター運営協会 社団法人日高地域人材開発センター運営協会 社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会	地域人材開発センターの管理運営に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 維持管理費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。ただし、センター長に係る人件費にあつては、10分の10以内とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済部人材育成課	

社団法人富良野地域人材開発センター運営協会 社団法人檜山地域人材開発センター運営協会 社団法人美瑛地域人材開発センター運営協会				2 部 別に指示する日 経済部観光振興課	書類は、支庁長経由とすること。
29 広域観光商品開発促進事業 北海道観光の振興を図るため、地域が広域的な連携の下に行う魅力ある観光商品開発のための観光事業に対し、予算の範囲内で補助する。	知事が認定した事業計画を実行する複数の市町村にまたがる区域を範囲とする地域観光団体	認定計画に基づいて行う広域観光商品開発促進事業のうち、次に掲げるもの (1) 職員等旅費 (2) 講師、指導員等招へい旅費 (3) 委員等報酬 (4) 補助員等賃金 (5) 消耗品、通信運搬費、食糧費、会場・物品等の使用料及び賃借料、用具・器具等の購入費 (6) 施設管理、バス運行業務等委託料 (7) その他知事が必要かつ適当と認める経費	共通第2号様式 (大会等の開催その他これに類する事業にあつては、共通第3号様式、指導等を行う事業にあつては、共通第4号様式、試験研究等を行う事業にあつては、共通第5号様式) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第21号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 (大会等の開催その他これに類する事業にあつては、共通第3号様式、指導等を行う事業にあつては、共通第4号様式、試験研究等を行う事業にあつては、共通第5号様式) 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	
30 コンベンション誘致促進事業 コンベンション誘致促進とその開催の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	国際又は全国規模のコンベンションを開催する主催者。ただし、次のものは除く。 (1) 国又は地方公共団体が主催するもの	次に掲げる国際及び全国規模のコンベンションの開催に要する経費 (1) 学会 (2) 総会 (3) 会議 (4) 大会 (5) 見本市・展示会 (6) その他知事が適当と認めるコンベン	定額 共通第3号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第3号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 関係部課

	(2) 宗教団体又は政治団体が主催・共催するもの (3) 営利目的及び収益目的のもの (4) 他の道費補助を受けるものの (5) その他不適当と認められるもの	ンション					
31 観光事業振興事業 各地域における観光事業の振興を図り、地域観光の振興並びに地域の活性化に資するため、予算の範囲内で補助する。	地区観光連盟等 (一) 支庁のエリアを区域とする地区観光連盟等)	次に掲げる事業の実施に要する経費 (1) 宣伝誘致事業 (2) 受入体制整備事業	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 2部 別に指示する日 経済部観光振興課	書類は、支庁長を経由とすること。
32 イベント推進事業 北海道観光の振興と北海道経済の活性化に寄与するため、道外からの観光客を誘致することを主な目的として開催する大規模イベントに対し、予算の範囲内で補助する。	市町村、観光関係団体等が主体となつて組織される実行委員会	大規模イベント開催事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 設営及び催事実施に要する経費 (2) 広報宣伝に要する経費 (3) その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内 (ただし、補助金の額は市町村の負担額以内で、1,000万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第3号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第3号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済部観光振興課	
33 情報通信関連企業立地促進事業 本道における情報通信関連企業の立地を促進するため、当該企業の開設に係る経費の一部を助成し、本道の雇用状況の改善と経済の活性化を図ることを目的とする。	情報通信関連企業 (コンピュータと専用通信回線を利用して、集約的に顧客サービス(相談、案内、調査、受発注、管理、運用)等の業務を行う企業)	道内に新たに立地する企業の開設(開設計画に基づき施設の整備と雇用を確保して事業を行うこと。)に伴い20人以上の雇用増がある場合における、次に掲げる経費(前年度の補助事業者が本年度に事業を行う場合も含む。) (1) 開設に伴い新たに使用する専用通信回線に係る使用料 (2) 開設に伴う雇用増に係る賃金	2分の1以内 (4,000万円を限度とする。) 雇用増1人につき50万円又は実支給額のいずれか低い額(2億円を限度とする。)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 共通第49号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 共通第49号様式	提出部数 提出期限 営業開始の予定日から30日前。ただし、開設に伴う営業開始を告示の日	

							以前、又は告示の日から37日以内に予定しているものは、告示の日から7日以内 経済部企業立地推進室企業誘致課	
							提出先 経済部企業立地推進室	
							提出部数 提出期限 提出先 1部 知事が別に指示する日 経済部企業立地推進室	

					額が5,000円未満の場合は、別に定める額 (1) 2,000 円 未滿100分の65を乗じて得た額 (2) 2,000 円 以上4,000 円未滿100分の60を乗じて得た額に100 円を加算した額 (3) 4,000 円以上5,000 円未滿2,500円 退職金共済契約の成立した日の属する月から起算して16月を経過する月から63月を経過する月までの期間4分の1以内(5,000 円を限度とする。)平成12年度以前に補助の対象となっていたもの3分の1以内
--	--	--	--	--	---

北海道告示第 597 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年 4 月 2 日

北海道知事 堀 達 也

(農政部所管分)							
補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業 農業・農村に対する道民の理解の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 草の根交流促進事業	市町村	市町村が草の根交流促進事業を行う農業者が組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
(2) 農業・農村応援団づくり促進事業	市町村 知事が適当と認める団体	知事が適当と認める団体が農業・農村応援団づくり促進事業を行う場合又は市町村が農業・農村応援団づくり促進事業を行う主たる構成員が農業者以外の団体等若しくは教育関係機関等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁 (事業が2つ以上の支庁の所管区域にわたる場合にあっては農政部農業企画室)	
(3) コンセンサスづくり活動推進事業	知事が適当と認める団体	知事が適当と認める団体がコンセンサスづくり活動推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 農政部農業企画室	
2 農業・農村チャレンジ21	営農集団	農業改良普及センターと地域の農業者	2分の1以内	共通第14号様式	共通第18号様式	提出部数 1部	

推進事業（新農業・農村創造地域活動促進事業） 地域の農業者等が取り組む、地域農業のシステム化や新たな産業おこしを進めるための地域活動を支援し農業・農村の構造改革を促進するため、予算の範囲内で補助する。	農業協同組合 支庁長が適当と認める団体	・農協・市町村等とが共同で取りまとめる農業・農村の構造改革の推進方向に沿った、次に掲げる事業の実施に要する経費 (1) 地域農業システム化事業 通年農業経営の確立、高齢者・農村女性・都市住民等による営農の展開、農作業の受委託、大規模な農業の協業化、集落単位の農業経営の確立、新規就農者の確保育成などの地域農業のシステム化に必要な機械・施設の整備等 (2) 農村新産業創造事業 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開などの農村における新たな産業おこしに必要な機械・施設の整備等		共通第18号様式 共通第20号様式 農政第44号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第44号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
3 農地保有合理化事業 農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地保有の合理化及び農用地の流動化を促進するため、予算の範囲内で補助する。	財団法人北海道農業開発公社	財団法人北海道農業開発公社が農地保有合理化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農地保有合理化促進事業費 ア 事業推進体制整備費 イ 業務費 ウ 事業費 (ア) 土地買入資金助成費 a 旧事業 (a) 担い手確保特別事業費 (イ) 小作料前払資金助成費 a 一般タイプ	10分の10以内 10分の10以内 2分の1以内 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第58号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第58号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農地調整課	

(2) 市町村公社等事業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第3項の規定により市町村の基本構想に定められた農地保有合理化法人（以下「市町村公社等」という。）	市町村公社等が農地保有合理化事業（農地保有合理化促進事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費のうち、合理化事業業務費	10分の6以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第59号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第59号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
	4 農業法人育成総合支援事業（農業会議事業） 農業経営体の法人化や農業生産法人の体質強化を図るとともに、農地等の受け手として公益的な役割を果たす特定農業法人の設立・育成を支援するため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業会議が農業法人育成総合支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第5号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 農政部農地調整課	
5 農業委員会活動促進事業 市町村農業委員会の事業活動を助長するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村農業委員会が農業委員会活動促進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委員及び職員の設置並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費 (2) 農業経営管理能力向上支援事業費 (3) 農地調整事務処理事業費 (4) 農地情報システム整備事業費 (5) 標準小作料改訂事業費	2分の1以内 10分の10以内 定額 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第1号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第1号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
6 地籍調査管理事業 地籍調査の成果の管理水準の向上とその一層の活用を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地籍調査管理事業を行う場合における当該事業に要する経費	4分の3以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第43号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第43号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	
7 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴	市町村	市町村が融資機関から天災によって損失を受けた農林漁業者に融通された経営	別記1のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 別に指示	実績報告は、 要しない。

う利子補給事業 天災によって損失を受けた農林漁業者の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。		資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費				提出先 支庁 する日	書類は支庁長を経由すること。 2 実績報告は、要しない。
8 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業 天災によって損失を受けた農林漁業者の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から被害農林漁業者に融通された経営資金につき当該融資機関との契約により損失補償を行う場合における当該損失補償に要する経費	市町村が交付する当該損失補償費の100分の80に相当する額と当該損失補償の対象となった融資機関ごとの貸付金総額の100分の40に相当する額のいずれか低い額	共通第12号様式 共通第13号様式 共通第18号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農業経済課		
9 農業災害融資利子補給事業 北海道農業災害融資促進規則（昭和40年北海道規則第103号）に基づき指定された天災によって損失を受けた農業者の営農に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から被害農業者に融通された営農資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	別記2のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		実績報告は、要しない。
10 酪農経営負債整理資金利子補給事業 負債を有する酪農家の経営の安定に必要な負債整理資金の融通を円滑にし、もって酪農経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農家に融通された酪農経営負債整理資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年0.77パーセントの割合で計算した額以内	共通第18号様式 農政第24号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		実績報告は、要しない。
11 農業経営基盤強化資金利	市町村	市町村が農業経営基盤強化資金を借り	市町村が交付	共通第18号様式	提出部数 1 部		実績報告は、

子補給事業 経営感覚に優れた効率的 ・安定的な経営体の育成を 図るため、予算の範囲内で 補助する。		入れた農業者に対し利子助成を行う場合 における当該利子助成に要する経費	する当該利子助 成の対象となっ た農業者ごとの 融資残高につき 次の割合で計算 した額	農政第24号様式	提出期限 別に指示 する日	提出先 支庁	要しない。
			(1) 年2.0パーセント資金にあっては、年0.25パーセント				
			(2) 年1.9パーセント資金にあっては、年0.265パーセント				
			(3) 年1.8パーセント資金にあっては、年0.285パーセント				
			(4) 年1.7パーセント資金にあっては、年0.3パーセント				
			(5) 年1.6パーセント資金にあっては、年0.315パーセント				
			(6) 年1.3パーセント資金にあっては、年0.365パーセント				
			(7) 年1.1パーセント				

			金にあつては、年0.4パーセント			提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	1 農業者に代わつて融資機関が申請する場合には、委任状を添付すること。 2 実績報告は、要しない。
12 農家負担軽減支援特別対策 自作農維持資金利子助成事業 農業経営の改善を推進しようとする農業者に対し、その障害となつている既往債務の負担の軽減を図るのに必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	農業者	農業者が農家負担軽減支援特別対策に係る自作農維持資金の償還円滑化資金及び再建整備資金を借り入れた場合における当該融資残高につき次の割合で計算した額 (1) 平成7年度及び平成8年度に貸し付けられたものにあつては、年0.5パーセント (2) 平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.65パーセント (3) 平成10年度に貸し付けられたものにあつては、年1.2パーセント (4) 平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.8パーセント (5) 平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.75パーセント	10分の10	農政第86号様式			
13 21世紀農業フロンティア 融資事業（利子助成事業） 新たに農業を開始する新規参入者及び入植者の確保・育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が21世紀農業フロンティア融資事業（利子助成事業）により農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	市町村が交付する当該利子助成の対象となつた農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額 (1) 年2.0パーセント 金にあつては、年1.25パーセント (2) 年1.9パーセント 金にあつては、年1.265パーセント (3) 年1.8パーセント	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、しない。

			一セント資金にあっては、年1.285パーセント (4) 年1.7パーセント資金にあっては、年1.3パーセント (5) 年1.6パーセント資金にあっては、年1.315パーセント (6) 年1.3パーセント資金にあっては、年1.065パーセント (7) 年1.1パーセント資金にあっては、年0.9パーセント	共通第18号様式 農政第26号様式				
		市町村が次世代農業者支援融資事業関連資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	別記3のとおり	共通第18号様式 農政第26号様式		提出部数 提出期限 提出先 支行	1部 別に指示する日 支行	実績報告は、しない。
14 次世代農業者支援融資事業（利子助成事業） 農業者経営継承者の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から減収農業者に融通された稲作経営安定緊急対策資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年1.0パーセントの割合で計算した額	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 提出期限 提出先 支行	1部 別に指示する日 支行	実績報告は、しない。
15 稲作経営安定緊急対策資金 金利子補給事業 米の需給緩和に伴う自主流通米価格の下落等によって収入減となつた農業者の経営の維持・安定に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助	市町村	市町村が融資機関から減収農業者に融通された稲作経営安定緊急対策資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年1.0パーセントの割合で計算した額	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 提出期限 提出先 支行	1部 別に指示する日 支行	実績報告は、しない。

16 有珠山噴火農業災害融資事業 有珠山の火山活動により被害を受けた農業者の経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が有珠山噴火農業災害融資事業により自作農維持資金（災害）及び農林漁業施設資金（災害復旧施設）を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額 (1) 年1.9パーセント資金及び2.0パーセント資金にあつては、年0.65パーセント (2) 年2.1パーセント資金にあつては、年0.7パーセント	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	実績報告は、しない。
17 農業災害補償事業 農業災害補償事業の健全な発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業共済組合 農業共済組合連合会	市町村、農業共済組合又は農業共済組合連合会が農業災害補償事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業共済事業事務費 (2) 農業共済事業特別事務費 (3) 農業共済事業運営基盤強化対策費	定額 10分の10以内 10分の10以内	(市町村及び農業共済組合に係る場合) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第18号様式 別に指示する様式 (農業共済組合連合会に係る場合)	(市町村及び農業共済組合に係る場合) 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第18号様式 (農業共済組合連合会に係る場合) 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第20号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 支庁 (2以上の支庁の所管区域にわたる区域を地区とする農業共済組合及び農業共済組合連合会にあっては、農	

						政部農業 経済課)	
18 土地改良区総合強化対策事業 土地改良区の活性化構想の策定並びに土地改良区の統合整備及び土地改良施設の管理再編整備を促進することにより、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区 北海道土地改良事業団体連合会	土地改良区又は北海道土地改良事業団体連合会が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別記指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式 その3	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (北海道土地改良事業団体連合会にあっては、農政部土地改良指導課)	
19 土地改良事業負担金積立促進対策事業 国営土地改良事業の受益者負担金及び道営土地改良事業又は団体営土地改良事業に係る公庫償還金の自主的な準備積立てを促進し、地元負担金の計画的な支払体制の整備・確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区	土地改良区が国営土地改良事業の受益者負担金及び道営土地改良事業又は団体営土地改良事業の農林漁業金融公庫からの借入れに係る償還金の準備積立てを行う場合並びに市町村が受益者に国営土地改良事業の受益者負担金の準備積立てに関する費用のうち、次に掲げる経費で知事が適当と認めるもの (1) 積立てに必要な事務経費 (2) 積立ての促進対策(会議開催、PR資料作成等)に必要な経費	平成13年度において積み立てた積立金額の100分の4に相当する額の範囲内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 農政第112号様式 その3 別記指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
20 土地改良施設維持管理適正化団地化対策事業 生産調整の実施に伴う土地改良施設の適正な管理を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は農業協同組合が一定率以上の作物作付けの団地化に伴い土地改良施設の整備補修を行う場合における当該整備補修に要する経費(別記4に掲げる事業費の20%相当額を限度額とする。)	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別記指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

21 中山間地域施設管理体制整備支援事業 中山間地域等のうち、土地改良施設等の管理体制の整備の必要性が高い地域を対象に、土地改良施設等の適正かつ合理的な管理体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が中山間地域施設管理体制整備支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
22 土地改良施設修繕保全事業 土地改良施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は知事が適当と認める者が土地改良施設修繕保全事業を行う場合における当該事業に要する次の経費 (1) 基幹水利施設に係る管理設備の修繕 (2) 基幹水利施設の保全	事業費 3分の2 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 その2 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
23 国営造成施設管理体制整備促進事業 国営造成施設の操作技術の習熟、操作体制の整備並びにこれらの施設の管理体制の再編整備並びに管理体制の整備に係る地域の取組	市町村 土地改良区 土地改良区連合	1 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が行う国営土地改良事業の実施期間中に当該事業に係る工事が完了した基幹水利施設及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設に係る操作業務に関する技術の習得及び操作体制の整備に要する経費	事業費 100分の85 事務費 100分の50	共通第20号様式 別に指示する様式 1及び2の経費に係る場合 共通第32号様式 (申請者が市町	共通第31号様式 農政第112号様式 その2 1及び2の経費に係る場合 農政第101号様式 その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。		2 土地改良区又は土地改良区連合が行う国営土地改良事業により造成された基幹水利施設に係る水管理施設、これと一体的に管理を行うことを必要とする分配水施設等に係る水管理体制の再編強化に要する経費 3 市町村が国営造成施設又はこれと一体的不可分な道営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合を対象として行う次に掲げる事業に要する経費（市町村が²の事業を行う土地改良区又は土地改良区連合に対して補助する場合においては、当該補助に要する経費及び附帯事務費） (1) 管理体制整備の推進活動に関する事業 (2) 管理体制の整備・強化に関する事業	事業費 100分の75 事務費 100分の50	村である場合を除く。） 農政第101号様式その1	農政第105号様式 農政第108号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
24 農業水利施設台帳整備事業 農業水利施設台帳の整備を促進し、もって農業水利施設をめぐる諸情勢の変化に対処し、適正な維持管理の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は知事が適当と認める者が農業水利施設台帳整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 3分の2 事務費 100分の50	共通第20号様式 共通第22号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第101号様式その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
25 基幹水利施設管理事業 基幹水利施設の適正な管理を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が基幹水利施設管理事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の60 事務費 100分の50	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
26 農村パートナーシップ意識啓発推進事業 農業・農村における女性と男性とのパートナーシッ	市町村	市町村が農村パートナーシップ意識啓発推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第22号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	

	この確立を図るため、予算の範囲内で補助する。							
27	先進的女性農業経営者育成事業 出産・育児期の女性農業者の経営参画環境の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が先進的女性農業経営者育成事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第46号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第46号様式	提出部数 1部 別に指示する日	
28	地域担い手対策事業 北海道農業者、北海道指導農業者の資質の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業者協会 北海道指導農業者協会	1 北海道農業者協会が北海道農業者研修事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 北海道指導農業者協会が北海道指導農業者研修事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額 定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 農政課 農政良課	
29	地域就業促進対策事業 地域における新規就農の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が地域就業促進対策事業を行う場合又は市町村が地域就業促進対策事業を行う農業協同組合又は支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第23号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第23号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
30	病害虫防除対策事業 ナシ枝枯細菌病の再発生防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業者の組織する団体	市町村、農業協同組合又は農業者の組織する団体が病害虫防除対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第31号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第31号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	
31	地域ぐるみ農作業事故防止	市町村	市町村、農業協同組合又は農業協同組	2分の1以内	共通第14号様式	共通第18号様式	提出部数 正副2部	

口運動推進事業 農作業事故の未然防止と 農作業安全の確保を図るた め、予算の範囲内で補助す る。	農業協同組合 農業協同組合連合 会	台連合会が地域ぐるみ農作業事故ゼロ運 動推進事業を行う場合における当該事業 に要する経費	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第27号様式 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第27号様式	提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支 庁	
32 肥料低コスト化推進事業 肥料費の低コスト化を推 進するため、予算の範囲内 で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合 会	市町村、農業協同組合又は農業協同組 合連合会が肥料低コスト化推進事業を行 う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第47号様式 別に指示する様 式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支 庁	
33 エゾシカ被害防止緊急対 策事業 エゾシカの農地への侵入 を防止する侵入防止柵の設 置を推進することにより被 害を軽減し、農業経営の安 定に資するため、予算の範 囲内で補助する。	市町村	市町村がエゾシカ被害防止緊急対策事 業を行う場合又は市町村がエゾシカ被害 防止緊急対策事業を行う農業協同組合、 農業者の組織する団体若しくは支庁長が 適当と認める団体に対し当該事業費を補 助する場合における当該事業に要する経 費又は当該補助の対象となる経費	別記5のとおり	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農業生産総合対 策事業で実施す る場合にあつて は、農政第6号 様式 畜産振興総合対 策事業で実施す る場合にあつて は、農政第8号 様式 山村振興等農林 漁業特別対策事 業で実施する場 合にあつては、 農政第77号様式 新山村振興等農	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支 庁	

				新山村振興等農 林漁業特別対策 事業で実施する 場合にあつては、 農政第92号様式 別に指示する様 式	林漁業特別対策 事業で実施する 場合にあつては、 農政第92号様式		
34 農村振興総合整備実施計 画策定事業 農村振興基本計画に即し て農村地域の多様なニーズ に対応した総合的な整備の 推進を図るための実施計画 の策定について予算の範囲 内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認め る者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が農村振興総合整備等実施計画策定事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式その3	提出部数 別に指示 する日 提出先 支庁	
35 農村環境計画策定事業 環境に配慮した農業農村 整備推進を図るための農村 環境計画の策定について、 予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村環境計画を策定する場合における当該策定に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式その3	提出部数 別に指示 する日 提出先 支庁	
36 農業振興地域整備促進事業 農業振興地域の整備の促進を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村	市町村が農業振興地域整備促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第10号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第10号様式	提出部数 別に指示 する日 提出先 支庁	
37 農村振興基本計画作成事業 多様な主体の参加の下個性ある地域づくりを図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村振興計画を策定する場合における当該策定に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示 する日 提出先 支庁	
38 グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムを一層定着させるため、地域	市町村 支庁長が適当と認める団体	1 地域育成事業 市町村又は支庁長が適当と認める団体が地域育成事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 別に指示 する日 提出先 支庁	

における実践計画の策定や 実践活動、子どもの自然・ 農業体験、むらづくり組織 の育成等の支援に対し、予 算の範囲内で補助する。		2 子ども交流対策事業 市町村又は支庁長が適当と認める団 体が子ども交流対策事業を行う場合に おける当該事業に要する経費 3 美しいむらづくりモデル地区支援推 進事業 市町村が美しいむらづくりモデル地 区支援推進事業を行う場合における当 該事業に要する経費	共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 別に指示する様 式		提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 支庁 (北海道 農業構造 改善推進 協議会に あっては、 農政部農 村振興 課)	
39 経営構造対策推進事業 望ましい農業構造の確立 を図るために必要な計画の 策定等を支援するため、予 算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合 会等 北海道農業構造改 善推進協議会	1 市町村、農業協同組合若しくは農業 協同組合連合会等が経営構造対策推進 事業を行う場合における当該事業に要 する経費 2 北海道農業構造改善推進協議会が経 営構造対策推進事業を行う場合におけ る当該事業に要する経費のうち、次に 掲げるもの (1) 指導推進会議費 ア アドバイザー設置費 イ 指導推進費 (2) 合意形成支援活動費 (3) 情報の収集・提供活動費 (4) 市町村でマネジメント組織の活動状 況調査費 (5) 経営確立指導調査費 (6) 対象事業の点検評価・指導費 (7) 調査研究活動費	2分の1以内 2分の1以内。 ただし、(1)のア、 (2)、(3)、(5)及び (6)については10 分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第34号様式 (申請者が北海 道農業構造改善 推進協議会であ る場合を除く。) 農政第35号様式 (申請者が北海 道農業構造改善 推進協議会であ る場合に限る。)	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 支庁 (北海道 農業構造 改善推進 協議会に あっては、 農政部農 村振興 課)	
40 地域農業基盤確立農業構 造改善事業 経営感覚に優れた効率的 かつ安定的な経営体が農業 生産の大宗を担う農業構造 の実現を図るため、予算の 範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合 会等	1 市町村が地域農業基盤確立農業構造 改善事業の実施に関する指導推進を行 う場合における当該指導推進に要する 経費 2 市町村、農業協同組合若しくは農業 協同組合連合会等が地域農業基盤確立 農業構造改善事業を行う場合又は市町 村が地域農業基盤確立農業構造改善事 業を行う農業協同組合等に対し当該事	2分の1以内 2分の1以内 (別記6に掲げ る事業にあって は、当該事業ご とに掲げる率)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第76号様式 別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 支庁 (2以上 の支庁の 所管区域 にわたり 事業を行	

		式		う団体に あつては、 農政部長 村振興 課)			
		業費を補助する場合における当該事業 に要する経費又は当該補助の対象とな る経費のうち、次に掲げるもの (1) 経営基盤確立農業構造改善事業費 ア 経営基盤確立推進事業費 イ 経営基盤確立整備事業費 ロ 土地基盤整備事業費 ハ 近代化施設整備事業費 ニ 特定農業基幹施設整備事業費 ヒ 特認事業費 (2) 地域連携確立農業構造改善事業費 ア 流通体系型 ロ 流通体系型推進事業費 ハ 流通体系型整備事業費 ニ 近代化施設整備事業費 ホ 特認事業費 イ 地域資源循環型 ロ 地域資源循環型推進事業費 ハ 地域資源循環型整備事業費 ニ 土地基盤整備事業費 ホ 近代化施設整備事業費 セ 特認事業費 ウ 情報基盤型 ロ 情報基盤型推進事業費 ハ 情報基盤型整備事業費 ニ 近代化施設整備事業費 ホ 特認事業費 (3) 農村資源活用農業構造改善事業費 ア 農村資源活用推進事業費 イ 農村資源活用整備事業費 ロ 土地基盤整備事業費 ハ 近代化施設整備事業費 ニ 交流施設整備事業費 ヒ 特認事業費 (4) 地域農業気象情報施設整備事業					
41 経営構造対策事業 効率的・安定的な経営体 が地域農業の担当部分を占	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合	1 市町村が経営構造対策事業の実施に 関する指導推進を行う場合における当 該指導推進に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第36号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日	

める農業構造の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	会等	2 市町村、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等が経営構造対策事業を行う場合又は市町村が経営構造対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 経営構造整備事業費 ア 土地盤整備事業費 イ 経営体質強化施設整備事業費 ウ 経営多角化等施設整備事業費 エ 特認事業費 (2) 経営構造整備附帯事業費	2分の1以内 (別記7に掲げる事業にあっては、当該事業ごとに掲げる率)	共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第36号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第37号様式	提出先 支庁 (2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部農村振興課)	
42 集落営農経営確立支援事業 集落営農システムの構築を支援するとともに、経営感覚に優れた効率のかつ安定的な経営体への発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が集落営農経営確立支援事業の実施に関する指導等を行う場合における当該指導推進に要する経費 2 市町村が集落営農経営確立支援事業を行う場合又は市町村が集落営農経営確立支援事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 営農対策支援事業費 (2) 集落活動促進支援事業費 ア 小規模土地盤整備事業費 イ 集落拠点施設整備事業費	2分の1以内 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第37号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第37号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
43 山村振興等農林漁業特別対策事業 山村等の地域において、農業生産の高度化等に資する施設の整備や地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が山村振興等農林漁業特別対策事業実施の指導等を行う場合における当該指導等に要する経費 2 市町村が山村振興等農林漁業特別対策事業を行う場合又は市町村が山村振興等農林漁業特別対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内 2分の1以内 (別記8に掲げる事業にあっては、当該事業ごとに掲げる率)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第77号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第77号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

		(1) 山村振興等活性化推進事業費 (2) 農林漁業振興事業費 (3) 農林地利用・保全管理促進事業費 (4) 就業所得機会創出事業費 (5) 地域社会生活環境整備事業費 (6) 特認事業費					
44	新山村振興等農林漁業特別対策事業 地域の個性を活かした多様な地域産業振興、山村・都市交流とこれを支援する豊かな自然環境、地域の担い手の確保等、山村等中山間地域の振興を一層促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 1 市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業実施の指導等を行う場合における当該指導等に要する経費 2 市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業を行う場合又は市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 山村振興等地域連携推進事業費 (2) 農林漁業振興事業費 (3) 就業機会創出事業費 (4) 山村・都市交流促進事業費 (5) 自然景観保全推進事業費 (6) 定住促進生活環境整備事業費 (7) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業費 (8) 特認事業費	2分の1以内 2分の1以内(別記8に掲げる事業にあつては、当該事業ごとに掲げる率)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第92号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第92号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部別に指示する日 支庁	
45	ウタリ地区農林漁業対策事業 ウタリ地区の農林漁家の経営安定と所得水準の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 市町村がウタリ地区農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がウタリ地区農林漁業対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 農林業生産基盤整備事業費 (2) 農林漁業経営近代化施設整備事業費 (3) 特認事業費	6分の5以内 30分の23以内 30分の23以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第135号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第135号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部別に指示する日 支庁	
46	就業機会創出支援事業 農村地域の就業環境の整	市町村 市町村が就業機会創出支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部別に指示する日	

		(3) 交付事務に要する経費						政 第 140 号 様式による こと。	
49	農村総合整備モデル事業 農業生産基盤の整備と併せて農村における生活環境の整備を促進し、もって農業及び農村の健全な発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるものが農村総合整備モデル事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費 (2) 農村環境基盤整備事業費 (3) 農村環境施設整備事業費 (4) 特認事業費	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあっては、100分の70 (農道整備に係るものにあつては、100分の55)) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式 (農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。)	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
50	農村基盤総合整備事業 農業集落を単位として農業生産基盤の整備及びこれと関連を持つ農村生活環境の整備を総合的に実施し、農村地域社会の発展を図る	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるものが農村基盤総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費	事業費 100分の55 (市町村が補助対象者である場合にあっては、100分の50) た	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式 (農業用排水施設整備、ほ	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		

ため、予算の範囲内で補助する。	もの	(2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 集落農園基盤整備事業費 (4) 特認事業費	だし、農業生産基盤整備事業にあっては、100分の60（市町村が補助対象者である場合にあっては、100分の55） 事務費 100分の50	場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。） 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
51 農村総合整備事業 農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備等を推進し、もって農村地域社会の発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認めるものが農村総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費 (2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 農村交流基盤整備事業費 (4) 特認事業費	事業費 100分の50 （農業生産基盤整備事業にあっては、100分の55（平成12年採択地区にあっては100分の51）） 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式 共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式（農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。） 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式		

					農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式		
					共通第20号様式 農政第101号様式 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
52	農業集落排水事業 農業集落における汚水等を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるものが農業集落排水事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第101号様式 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
53	ふるさと水と土ふれあい事業 地域住民活動や地域外住民の活力の導入等を通じた	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区がふるさと水と土ふれあい事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の55以内 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式 農政第105号様式 農政第113号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

共同活動の活性化及びその成果の広域的な普及を図るため、予算の範囲内で補助する。					式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式		
54 田園地域マルチメディアモデル整備事業 高速、大容量及び双方向の通信を可能とする情報基盤をモデル的に整備し、情報化による農業の振興、農村生活の改善、都市農村交流の促進等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が田園地域マルチメディアモデル整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の75以内 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式 その1	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 提出先 支庁	

55	農業集落排水事業償還基金造成事業 農業集落排水施設の整備の促進、公共用水域の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農業集落排水事業償還基金の造成事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第25号様式 共通第28号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
56	21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業 ほ場整備事業等の実施に当たり、農地流動化施策等との連携強化及び土地利用調整の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合	市町村、土地改良区又は農業協同組合が21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産集積促進事業費	別記9に掲げる事業の平成13年度事業費及び平成12年度事業費の各々の100分の10以内（但し、平成12年度事業費に係る平成12年度交付額を除く。） 2分の1以内（別記10に掲げる額を限度とする。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第115号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式 その3 農政第115号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
57	担い手育成基盤整備関連流動化促進事業 ほ場整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合	市町村、土地改良区又は農業協同組合が別記11に掲げる事業と一体的に担い手育成基盤整備関連流動化促進事業（土地利用調整推進事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内（別記12に掲げる額を限度とする。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第52号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第52号様式 農政第112号様式 その3	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
58	担い手育成草地流動化促進	市町村	市町村が担い手育成草地流動化促進	2分の1以内	共通第14号様式	共通第18号様式	提出部数 1部	

進事業 担い手育成草地整備改良事業の実施を契機として、担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るため、予算の範囲内で補助する。		業のうち高生産性草地流動化事業を行う場合における当該事業に要する経費		共通第18号様式 共通第20号様式 農政第70号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第70号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 式その3	提出期限 別に指示する日 提出先 支 行	
59 自給飼料利用促進事業 公共牧場における省力的かつ経済的な放牧利用の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 知事が適当と認める団体	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体が自給飼料利用促進事業を行う場合又は市町村が自給飼料利用促進事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第8号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第8号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 支 行（2以上の支庁の所管区域にわたる区域とする農業協同組合連合会にあつては、農政部農地整備課）	
60 草地開発整備事業 草地開発整備事業を行い、農業経営の規模を拡大することによって農業構造の改善及び畜産の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式 その他次に掲げる事業ごとに定める様式	共通第29号様式 共通第31号様式 その他次に掲げる事業ごとに定める様式	提出部数 別に指示する日 提出先 支 行	
(1) 草地畜産基盤整備事業	市町村 一部事務組合	市町村、一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森					

農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 生産森林組合 財団法人北海道農業開発公社 知事が適当と認める団体		林組合、財団法人北海道農業開発公社又は知事が適当と認める団体が草地畜産基盤整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 団体営草地開発整備事業費 (1) 基本施設整備費 (2) 利用施設整備費	100分の55以内 (農用地開発事業実施要綱第5の4の2)のイの(エ)のCの(a)のi、ii、iii、iv、v及びviの要件に該当する地区にあつては、100分の50以内) 100分の50以内 (農用地開発事業実施要綱第5の4の2)のイの(エ)のCの(a)のii、iii、iv、v及びviの要件に該当する地区にあつては、100分の45以内、利用施設整備のうち牧場用機械施設整備にあつては、3分の1以内、家畜保護施設整備及び牧場用機械施設整備について事業実施地区が別記13のいずれかに該当する場合の家畜排せつ物処理機械施設にあつては、	農政第71号様式	農政第71号様式
---	--	---	--	----------	----------

		(3) 湿地牧野改良事業費	100分の50以内) 100分の65以内 (市町村が補助 対象者である場 合にあっては、 100分の60以内) 100分の45以内 100分の50以内				
		(4) 土地利用円滑化費 (5) 附帯事務費 2 農業公社牧場設置事業費 (1) 基本施設整備費 (2) 利用施設整備費	100分の50以内 100分の45以内 (牧場用機械施 設整備にあって は、3分の1以 内、家畜保護施 設整備及び牧場 用機械施設整備 について事業実 施地区が別記13 のいずれかに該 当する場合の家 畜排せつ物処理 機械施設にあっ ては、100分の 50以内) 100分の50以内				
		(3) 附帯事務費	100分の50以内	農政第71号様式	農政第71号様式		
(2) 畜産基盤再編総合整備事業	市町村 財団法人北海道農業開発公社	1 市町村が畜産基盤再編総合整備事業の実施に関する協議等を行う場合における事務費 2 財団法人北海道農業開発公社が畜産基盤再編総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 基本施設整備費 (2) 農業用施設整備費 (3) 農機具等導入費 (4) 土地利用円滑化費 (5) 附帯事務費	100分の50以内 (基本施設整備 にあっては、 100分の70以内 (入植型農家に あっては、100 分の75以内))				

平成十三年五月十一日

					農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式		
64 基盤整備促進事業 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が基盤整備促進事業を行う場合における当該事業に要する経費		共通第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式 その他次に掲げる事業ごとに定める書類	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 基盤整備事業		農業用排水施設、農道、暗きょ排水、客土若しくは区画整理のいづれかを行う事業又は当該事業と次に掲げるものとを併せ行う事業に要する経費 (1) 農業用排水施設 ア 農業用排水施設	事業費 別記14に掲げ		農業用排水施設（安全施設整備を除く。）又は区画整理に係る事業を含む場合にあっては、農政第104号様		

に掲げる率

100分の50

費業事

100分の50

ただし、別記15に掲げる事業にあつては100分

655

費

100分の50

費業事

別記14に掲げ
る当該事業ごと

に掲げる率

事務費

100分の50

費業事

別記14に掲げ

專業設計

に掲げ

眞

10

觀賞、娛樂、博學

100分の51

ただし、別記15

に掲げる事業に

あつては100分

056

事務費

100分の50

寶來寺

100分の51

ただし、別記15

に掲げる事業に

あつては100分

			事務費 100分の50					
(2) 農用地等集団化事業		農用地等の集団化事業の一環として行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 交換分合 (2) 経営体育成促進・交換地等調整 (3) 交換分合附帯農道等整備						
ア 農用地等集団化事業			事業費 別記14に掲げる当該事業ごとに掲げる率 事務費（交換分合に係るものを除く。） 100分の50					
イ 農用地等集団化事業 （促進事業費）			事業費 100分の24					平成12年度に新規採択された地区で、アの事業を申請した場合に限る。
(3) 地形図作成事業		区画整理実施予定地区の地形図作成等を行う場合における当該事業に要する経費						
ア 地形図作成事業			事業費 100分の51 ただし、別記15に掲げる事業にあつては100分の56 事務費 100分の50					
イ 地形図作成事業 （促進事業費）			事業費 100分の24					
65 農地・農業用施設災害復	市町村	市町村、土地改良区、農業協同組合又	別記16のとおり	共通第20号様式	共通第31号様式	提出部数	1 部	

旧事業 農地及び農業用施設の災害復旧事業を行い、農業の維持及び経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	は知事が適当と認める者が農地又は農業用施設の災害復旧事業を行う場合における当該事業に要する経費	農政第102号様式 別に指示する様式	農政第102号様式 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
66 北の大地のめぐみ愛食総合推進事業 道産農畜産物の需要拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道農畜産物需要拡大推進本部 北海道米販売拡大委員会 農業者・農業協同組合・市町村等が組織する団体であって支庁長が適当と認めるもの 北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会	1 北海道農畜産物需要拡大推進本部が北海道農畜産物ブランド確立事業を行う場合における当該事業に要する経費	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第81号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第81号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 1及び4の事業にあっては農政部流通対策課、2の事業にあっては農政部農産園芸課、3の事業にあっては支庁	
		2 北海道米販売拡大委員会が北海道米販路拡大促進事業のうち道内食率向上事業及び道外販路拡大事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内			
		3 農業者・農業協同組合・市町村等が組織する団体であって支庁長が適当と認めるものが北海道米販路拡大促進事業のうち広域ブランド育成事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内			
		4 北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会が海外マーケット開拓事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内			
67 フードシステム連携強化	市町村	市町村、事業協同組合、社団法人北海	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部	

・循環推進事業 地域農水産物の加工利用を促進し、地域の農水産業及び食品産業の振興・高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。	事業協同組合 社団法人北海道食品産業協議会 知事又は支庁長が適当と認める団体の	道食品産業協議会若しくは知事若しくは支庁長が適当と認める団体がフードシステム連携強化・循環推進事業を行う場合又は市町村がフードシステム連携強化・循環推進事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 連携強化・循環推進組織化・企画検討事業費 (2) 連携強化・循環推進実験実証事業費 (3) 連携強化販売推進実験実証事業費 (4) 連携強化・循環推進技術・経営指導事業費 (5) フードシステム連携強化・循環推進基盤整備事業費	ただし⁽⁵⁾の事業に係る経費にあっては、3分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第82号様式 共通第6号様式⁽⁵⁾の事業費に係る事業にあつては、農政第82号様式にかえて共通第6号様式)別に指示する様式	共通第31号様式 農政第82号様式⁽⁵⁾の事業費に係る事業にあつては、農政第82号様式にかえて共通第6号様式)	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁(全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部流通対策課)	実績報告は要しない。
68 特定農産加工工業体質強化事業 農産物の自由化等の影響を被る特定農産加工業者の体質強化に必要な特定農産加工資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	特定農産加工業者 特定農産加工業者を直接又は間接の構成員とする特定事業協同組合等 関連農産加工業者 関連農産加工業者を直接又は間接の構成員とする関連事業協同組合等 承認事業提携計画に基づき設立された法人	特定農産加工業者等が国民金融公庫又は中小企業金融公庫、系統金融機関等から特定農産加工資金を借り入れた場合における借入平均残高に別記17に掲げる年率を乗じて得た額	10分の10以内	農政第33号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部流通対策課	
69 クリーン農業総合推進事業 クリーン農業の生産面から流通、消費にわたる情報の収集、提供等の指導・啓発活動などを通じ、生産者等の取組を支援するとともに	北海道有機農業研究協議会 市町村 農業協同組合 営農集団 支庁長が適当と認める団体の	1 北海道有機農業研究協議会が有機農業等技術普及促進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 2 市町村がチャレンジグリーン農業推進事業を行う場合又は市町村がチャレンジグリーン農業推進事業を行う農業	2分の1以内 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第89号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁(北海道有機農業研究協議会に	

に、消費者等の理解を得ることにより、クリーン農業の総合的な推進を図るため、予算の範囲内で補助する。		協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 3 市町村がクリーン農業産地拡大事業を行う場合又は市町村がクリーン農業産地拡大事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		2分の1以内	農政第80号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第121号様式	あつては、農政部流通対策課)	
70 農業生産資材廃棄物処理適正化事業 農業用廃プラスチックのリサイクルを推進し、快適な農村環境づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会 知事が適当と認める団体	1 北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が廃プラリサイクル推進事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 知事が適当と認める団体が地域リサイクル活動強化事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第121号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第121号様式	提出部数 提出期限 提出先 1 部 別に指示する日 支庁(北海道農業用廃プラ スチック適正処理 対策協議会にあつては、農政部流通 対策課)		
71 水田営農体質強化特別対策事業 地域水田農業の活性化と北海道米の競争力の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 社団法人北海道米麦改良協会	社団法人北海道米麦改良協会が食味等品質向上推進指導事業を行う場合、市町村が地域食味向上モデル事業を行う場合若しくは北海道農業協同組合中央会が地域水田農業活性化方策検討支援事業を行う場合又は市町村が地域食味向上モデル事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第84号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第84号様式	提出部数 提出期限 提出先 1 部 別に指示する日 支庁(社団法人北海道米麦改良協会にあつては、農政部農産園芸課)		
72 米消費拡大総合対策事業 米の地位を見直し、その消費の拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。								

(1) 広域米消費拡大推進事業	北海道・米消費拡大推進協議会	北海道・米消費拡大推進協議会が広域米消費拡大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第4号様式 農政第152号様式	提出部数 提出期限 提出先 農政部農産園芸課	1部 別に指示する日 農政部農産園芸課	
	市町村	市町村が地域米消費拡大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第4号様式 農政第152号様式	提出部数 提出期限 提出先 支庁	正副2部 別に指示する日 支庁	
	市町村	市町村が米飯学校給食環境整備等支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	3分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第4号様式 農政第152号様式	提出部数 提出期限 提出先 支庁	正副2部 別に指示する日 支庁	
73 農業生産総合対策事業 麦・大豆等土地利用作物の生産・拡大等による国内農業生産の維持・増大及び農業の自然循環機能の維持増進を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第6号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第6号様式	提出部数 提出期限 提出先 支庁(2以上の支庁の所管区域にわたり事業	1部 別に指示する日 支庁(2以上の支庁の所管区域にわたり事業	

(1) 国内農業生産流通体制 整備強化対策事業	市町村 農業協同組合連合 会 農業協同組合 営農集団 知事又は支庁長が 適当と認める団体	市町村、知事若しくは支庁長が適当と 認める団体が国内農業生産流通体制整備 強化対策事業を行う場合又は市町村が国 内農業生産流通体制整備事業を行う農業 協同組合等に対し当該事業費を補助する 場合における当該事業に要する経費又は 当該補助対象となる経費のうち、次に掲 げるもの (1) 産地シスラム化推進対策事業 (2) 消費者・実需者連携促進対策事業 (3) 新技術・新品種導入対策事業	2分の1以内	別に指示する様 式		を行う団 体にあつ ては、農 政部農業 改良課、 流通対策 課、又は 農産園芸 課)	
(2) 自然循環機能増進総合 対策事業	農業協同組合中央 会 農業協同組合連合 会 市町村 農業協同組合 土地改良区 営農集団 知事又は支庁長が 適当と認める団体	市町村、知事若しくは支庁長が適当と認 める団体が自然循環機能増進対策事業を 行う場合又は市町村が自然循環機能増進 対策事業を行う農業協同組合等に対し当 該事業費を補助する場合における当該事 業に要する経費又は当該補助対象となる 経費のうち、次に掲げるもの (1) 持続的農業総合対策事業 ア 持続的農業先導実践地区推進事 業 イ 有機農業等先導実践地区推進事 業	2分の1以内				

	市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 市町村 農業協同組合 土地改良区 営農集団 知事又は支庁長が 適当と認める団体	(2) 土壌機能増進対策事業 ア 都道府県推進事業 （小規模公害防除特別対策に係る。） イ 地区推進事業 (3) 未利用資源リサイクル総合対策事業 ア 未利用資源リサイクルシステム確立事業 イ 都市近郊未利用資源リサイクル推進事業	10分の5.5以内 2分の1以内				
(3) 農業生産総合対策条件整備事業	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 公社 土地改良区 営農集団 知事又は支庁長が 適当と認める団体	市町村、知事若しくは支庁長が適当と認める団体が農業生産総合対策条件整備事業を行う場合又は市町村が農業生産総合対策条件整備事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 小規模土地基盤整備 (2) 共同利用施設整備 (3) 集団営農用機械整備 (4) 附帯事務費	2分の1以内 （別記18に掲げる場合については、それぞれに掲げる補助率とする。）				
(4) 農業経営育成対策事業 （平成11年北海道告示第545号の61農業生産体制強化総合推進対策事業の項1）農業経営育成対策事業のうち農業キータクノロジー等導入促進事業を平成11年度に実施し、かつ、平成13年度以降も当該事業を実施する地区に限る。）	市町村 農業協同組合	市町村が農業経営育成対策事業を行う場合又は市町村が農業経営育成対策事業を行う農業協同組合に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、農業キータクノロジー等導入促進事業費	2分の1以内				
74 水田地域振興作物定着促	市町村	市町村が水田地域振興作物定着促進事	2分の1以内	共通第14号様式	共通第29号様式	提出部数 1部	

進事業 地域振興作物の導入・定着により、活力ある安定した水田農業の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。		業を行う場合又は市町村が水田地域振興作物定着促進事業を行う農業協同組合若しくは農業者が組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該事業に要する経費		共通第18号様式 共通第20号様式 農政第94号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第94号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
75 畜産振興総合対策事業 畜産物の需給の動向等に対処して総合的な生産流通対策を計画的に推進し、地域畜産の振興と安定的な発展を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第8号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第8号様式		
(1) 市町村推進指導事業	市町村	市町村が畜産振興総合対策事業に係る計画の作成及び総合的な推進指導を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内			提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 肉用牛生産効率化対策事業	市町村 農業協同組合連合会 知事が適当と認める団体	市町村、農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体又は市町村が肉用牛生産効率化対策事業を行う農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内 (ただし、農機具格納庫及びこれに附帯する施設の整備にあつては、10分の4以内)			提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁(2以上の支庁の所管区域にわたる区域とする農業協同組合連合会にあっては、農政部略農畜産課)	

(3) 酪農経営ゆとり創出推進事業	市町村 農業協同組合連合会	市町村若しくは農業協同組合連合会が酪農経営ゆとり創出推進事業を行う場合又は市町村が酪農経営ゆとり創出推進事業を行う農業協同組合、農業者の組織する団体若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内			提出部数 1部 別に指示する日 提出先 以上の支庁（2以上の支庁の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合連合会にあっては、農政部酪農畜産課）	
	市町村	市町村が離農農場等の継承方策の策定等農場リープス円滑化推進事業を行う場合における当該策定等に要する経費	2分の1以内			提出部数 1部 別に指示する日 提出先 提出先 支庁	
	市町村 農業協同組合連合会 知事が適当と認める団体	市町村、農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体が飼料対策事業を行う場合又は市町村が飼料対策事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 自給飼料増産総合対策推進事業費 (2) 技術実証促進事業費	2分の1以内 2分の1以内 (市町村等推進事務費にあっては定額) 2分の1以内			提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁（2以上の支庁の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合連合会にあっては、農政部酪農畜産課）	
(6) めん羊等振興対策事業	市町村	市町村、農業協同組合連合会、公社、	2分の1以内			提出部数 1部	

	農業協同組合連合会 公社 社団法人北海道酪農畜産協会	社団法人北海道酪農畜産協会若しくは知事が適当と認める団体がめん羊等振興対策事業（社団法人北海道酪農畜産協会にあっては、特用家畜振興対策事業を除く。）を行う場合又は市町村がめん羊等振興対策事業を行う農業協同組合若しくは営農集団に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助に要する経費			提出期限 別に指示する日 提出先 （2以上の支庁の所管区域にわたる事業を行う団体にあっては、農政部酪農畜産課）	
(7) 馬高度利用推進事業	農業協同組合連合会 知事が適当と認める団体	農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が馬高度利用推進事業（優良種馬改良推進事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	定額		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(8) 酪農実践研修農場整備事業	市町村	市町村が酪農実践研修農場整備事業を行う場合又は市町村が酪農実践研修農場整備事業を行う知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 実践研修円滑化推進事業費 (2) 実践研修施設整備事業費	定額 2分の1以内		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(9) 資源循環型農業対策事業	市町村	市町村が資源循環型畜産環境確立対策事業を行う場合又は市町村が資源循環型畜産確立対策事業を行う知事が適当と認める団体に対し、当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 資源循環型畜産環境確立推進対策事業費 (2) 資源循環型畜産確立対策事業費	2分の1以内 2分の1以内 （ただし、環境規制に厳しい地域以外における家畜排せつ物処理利用施設機械		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

			等の整備について は3分の1以内)				
76 新需要適合型乳牛改良モデル事業 牛乳及び乳製品等の新たな需要に応じた乳牛の資質向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合連合会 知事が適当と認める団体	農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体が新需要適合型乳牛改良モデル事業を行う場合若しくは市町村が当該事業を行う農業協同組合若しくは知事が適当と認める団体に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 新需要適合型受精卵導入モデル事業費 (2) MOET 育種法実践モデル事業費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第7号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第7号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
77 食肉処理施設衛生管理緊急対策事業 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）の改正に対応したと畜場の衛生設備整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が食肉処理施設衛生管理緊急対策事業を行うと畜場設置者（国等の補助事業の対象者を除く。）に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費	3分の1以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
78 大家畜経営体質強化資金 酪農経営及び肉用牛経営の体質強化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営体質強化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 昭和63年度に貸し付けられたものは、年0.52パーセント (2) 平成元年度に貸し付けられたも	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

			のにあつては、年0.53パーセント (3) 平成2年度に貸し付けられたものにあつては、年0.68パーセント (4) 平成3年度に貸し付けられたものにあつては、年0.68パーセント (5) 平成4年度に貸し付けられたものにあつては、年0.51パーセント	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
79 大家畜経営活性化資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 平成5年度に貸し付けられたものにあつては、年0.336パーセント (2) 平成6年度に貸し付けられたものにあつては、年0.336パーセント				

平成十三年五月十一日 金曜日

一〇八

			は、年0.336パーセント (3) 平成7年度に貸し付けられたものにあっては、年0.154パーセント (4) 平成8年度に貸し付けられたものにあっては、年0.158パーセント (5) 平成9年度に貸し付けられたものにあっては、年0.116パーセント (6) 平成10年度及び11年度に貸し付けられたものにあっては、年0.107パーセント (7) 平成12年度に貸し付けられたものにあっては、年0.112パーセント	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につ	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
80 養豚経営安定資金利子補給事業 養豚経営の安定に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営安定資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費						

する。			き次の割合で計算した額以内 (1) 平成3年度に貸し付けられたものにあっては、年0.68パーセント (4) 平成4年度に貸し付けられたものにあっては、年0.51パーセント	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
81 養豚経営活性化資金利子補給事業 養豚経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 平成5年度に貸し付けられたものは、年0.336パーセント (2) 平成6年度に貸し付けられたものは、年0.336パーセント (3) 平成7年度に貸し付けられたものは、年0.154				

補給の対象となった融資残高につき年0.72パーセントの割合で計算した額のいずれか低い額	
別記3	
1 平成9年度認定	
(1) 次世代スーパール資金	
年2.0パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0パーセントの割合で計算した額	
(2) 次世代自作農維持資金	
年2.5パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.5パーセント、8年目から15年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額	
年2.2パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.2パーセント、8年目から15年目まで年0.2パーセントの割合で計算した額	
(3) 次世代負担軽減資金	
年2.5パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.75パーセント、8年目から15年目まで年0.25パーセントの割合で計算した額	
年2.2パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6パーセント、8年目から15年目まで年0.1パーセントの割合で計算した額	
(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金	
年3.8パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.4パーセント、8年目から15年目まで年0.9パーセントの割合で計算した額	
年3.5パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.25パーセント、8年目から15年目まで年0.75パーセントの割合で計算した額	
年3.15パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.075パーセント、8年目から15年目まで年0.575パーセントの割合で計算した額	
年3.0パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0パーセント、8年目から15年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額	
年2.2パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6パーセント、8年目から15年目まで年0.1パーセントの割合で計算した額	
(5) リフレックスコ資金	
年3.5パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.25パーセント、8年目から15年目まで年0.75パーセントの割合で計算した額	
2 平成10年度認定	
(1) 次世代スーパール資金	
年1.1パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額	
(2) 次世代自作農維持資金	
年2.5パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.9パーセント、8年目から15年目まで年1.4パーセントの割合で計算した額	
年2.2パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.6パーセント、8年目から15年目まで年1.1パーセントの割合で計算した額	
年1.1パーセント資金	
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額	
(3) 次世代負担軽減資金	

号外第20号

報 告 公 開 報 告

年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.95/パーセント、8年目から15年目まで年0.7/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.8/パーセント、8年目から15年目まで年0.55/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.25/パーセントの割合で計算した額 (4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金 年3.8/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.6/パーセント、8年目から15年目まで年1.35/パーセントの割合で計算した額 年3.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.45/パーセント、8年目から15年目まで年1.2/パーセントの割合で計算した額 年3.15/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.275/パーセント、8年目から15年目まで年1.025/パーセントの割合で計算した額 年3.0/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.2/パーセント、8年目から15年目まで年0.95/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.8/パーセント、8年目から15年目まで年0.55/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.25/パーセントの割合で計算した額	
(5) リフレッショ資金 年2.3/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.85/パーセント、8年目から15年目まで年0.6/パーセントの割合で計算した額 3 平成11年度認定 (1) 次世代スーパール資金 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額 (2) 次世代自作農維持資金 年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.6/パーセント、8年目から15年目まで年0.6/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.3/パーセント、8年目から15年目まで年0.3/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.2/パーセントの割合で計算した額 (3) 次世代負担軽減資金 年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.8/パーセント、8年目から15年目まで年0.3/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.65/パーセント、8年目から15年目まで年0.15/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金	

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額 (4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金 年3.8/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.45/パーセント、8年目から15年目まで年0.95/パーセントの割合で計算した額 年3.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.3/パーセント、8年目から15年目まで年0.8/パーセントの割合で計算した額 年3.15/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.125/パーセント、8年目から15年目まで年0.625/パーセントの割合で計算した額 年3.0/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.05/パーセント、8年目から15年目まで年0.55/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.65/パーセント、8年目から15年目まで年0.15/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額 (5) リフレッシュ資金 年3.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額	ら7年目まで年1.1/パーセント、8年目から15年目まで年0.6/パーセントの割合で計算した額 4 平成12年度認定 (1) 次世代スーパール資金 年2.0/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額 (2) 次世代自作農維持資金 年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.5/パーセント、8年目から15年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.2/パーセント、8年目から15年目まで年0.2/パーセントの割合で計算した額 年2.0/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.9/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額 (3) 次世代負担軽減資金 年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.75/パーセント、8年目から15年目まで年0.25/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6/パーセント、8年目から15年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額 年2.1/パーセント資金
---	---

号外第20号

報 告 公 開 報 告

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.55パーセント、8年目から15年目まで年0.05パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.45/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.05/パーセントの割合で計算した額 (4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金 年3.8/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.4/パーセント、8年目から15年目まで年0.9/パーセントの割合で計算した額 年3.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.25/パーセント、8年目から15年目まで年0.75/パーセントの割合で計算した額 年3.15/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.075/パーセント、8年目から15年目まで年0.575/パーセントの割合で計算した額 年3.0/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセント、8年目から15年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6/パーセント、8年目から15年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額 年2.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.55/パーセント、8年目から15年目まで年0.05/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金	市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.45/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.05/パーセントの割合で計算した額 (5) リフレクシブ資金 年3.35/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.175/パーセント、8年目から15年目まで年0.675/パーセントの割合で計算した額 別記4 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 (昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通達) 第11の1に基づく事業 別記5 10分の4以内。ただし、新たに事業に着手する市町村(エゾシカ侵入防止対策事業(平成8年8月1日付け農政第996号農政部長通達)を実施している市町村を除く。)のうち、新たに着手する年度の農業被害率が既着手市町村(エゾシカ侵入防止対策事業を実施している市町村を含む。)の農業被害率の平均未満であり、かつ、農業被害額が1,500万円未満の市町村にあつては、4分の1以内とする。 別記6 (基盤農構分) 1 近代化施設整備事業のうち、別に定めるもの 10分の4以内又は3分の1以内 2 交流施設整備事業のうち、別に定めるもの 10分の4以内 別記7 (経営構造分) 1 経営体質強化施設整備事業のうち、別に定めるもの 3分の1以内 2 経営多角化等施設整備事業のうち、別に定めるもの 10分の4以内 別記8 (山村、新山村分) 1 農林漁業振興事業 (1) 農業振興事業 ア 区画整理、農用地造成改良、かんがい排水、農道及び連絡農道、農地等防災及び交換分合 10分の5.5以内 (ただし、別に定める場合に限る。) イ 高生産性農業用機械、農林業基盤整備用機械及び乾燥調製施設のうち飼料調製貯蔵施設並びにこれらの附帯施設 10分の4.5以内 ウ 農林水産物運搬施設及びこの附帯施設 10分の4以内 (2) 林業振興事業 林業機械施設及びこの附帯施設 10分の4.5以内
--	---

- (3) 漁業振興事業
- ア 種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設、漁船用補給施設及び導船・漁船漁具保管施設のうち保全施設並びにこれらの附帯施設 10分の4.5以内
- イ 種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥防除施設、水産物冷蔵・保管施設のうち製氷冷蔵施設及び導船・漁船漁具保全施設のうち通信施設並びにこれらの附帯施設 10分の4以内
- 2 定住促進生活環境整備事業のうち、集落道 10分の5.5以内（ただし、別に定める場合に限る。）
- 3 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業
- 健康管理等情報連絡施設のうち情報末端機器 10分の4.5以内
- 4 地域特認事業費 10分の4.5以内

別記9

- 1 ほ場整備事業実施要綱（昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通達）第2に基づく事業
- 2 高生産性大区画ほ場整備事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第454号農林水産事務次官依命通達）第3に基づく事業
- 3 ほ場整備関連農地利用権設定特別促進実験事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第456号農林水産事務次官依命通達）第2の1の(3)及び第5に基づく事業
- 4 土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通達）第2に基づく事業
- 5 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通達）第4に基づく事業
- 6 農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通達）第2に基づく事業
- 7 その他区画整理関連事業で知事が適当と認めた事業

別記10

補助金の限度額は、次の表に掲げる額とする。

別記8に掲げる事業の受益面積区分	限 度 額
60ヘクタール未満	850千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	1,350千円
200ヘクタール以上	2,350千円

別記11

- 1 ほ場整備事業実施要綱（昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通

- 達）第2のほ場整備事業（担い手育成型）
- 2 畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通達）第3の畑地帯総合整備事業（担い手育成型）
- 3 土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通達）第3の土地改良総合整備事業（担い手育成型）
- 4 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通達）第2の表の(1)の部のかんがい排水事業（広域農業基盤緊急整備型）の項採択基準等の欄に定める事業であって、その施行に係る地域のうちその面積のおおむね2分の1以上の面積の区域が広域農業基盤緊急整備促進事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第271号構造改善局長通達）第2に定める事業のいずれかの施行に係る地域に含まれるもの

別記12

補助金の限度額は、次の表に掲げる額とする。

別記10に掲げる事業の受益面積区分	限 度 額
60ヘクタール未満	850千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	1,350千円
200ヘクタール以上	2,350千円

別記13

- 1 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成3年法律第9号）第4条第1項の規定に基づく水質保全に係る指定地域
- 2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域
- 3 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づく悪臭物質の排水規制に係る規制地域
- 4 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定に基づく指定地域
- 5 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約第28号（ラムサール条約））の指定湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）
- 6 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

別記14

基盤整備促進事業のうち、次の表に掲げる事業に要する経費の補助率は、同表のとおりとする。

号外第20号

報 公 道 北

事業	事業	業 内 容	補助率
農業用排水施設	5 法指定 (特定市町村を含む)	旧土地改良総合整備事業	100分の70
		旧土地改良総合整備事業以外	100分の56
	5 法指定以外		100分の51
農道 (農用地等 集団化事業 の交換分合 附帯農道等 整備を含む)	5 法指定	旧土地改良総合整備事業	100分の70
		旧土地改良総合整備事業以外	100分の65
		酪農農道 酪農農道以外	100分の56
	特定市町村	平成12年度採択	100分の56
		平成13年度採択	100分の55
	5 法指定、特定市町村以外		100分の51
暗きよ排水	5 法指定	旧土地改良総合整備事業	100分の70
		旧土地改良総合整備事業以外	100分の56
	5 法指定以外		100分の51
農用地等 集団化事業	5 法指定	平成11年度採択	100分の80
		平成12年度以降採択	100分の56
	特定市町村	平成13年度採択	100分の55
		平成11年度採択	100分の75
	5 法指定、特定市町村以外	平成12年度以降採択	100分の51

- 1 「5 法指定」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域及び急傾斜畑地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行う事業
- 2 「特定市町村」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第5条

第1項に規定する区域（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）において行う事業

- 3 「旧土地改良総合整備事業」とは、「土地改良総合整備事業実施要綱の一部改正について（平成10年5月20日付け10構改D第74号農林水産事務次官依命通達）」による改正前の土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通達）第6の1に基づいて事業実施採択申請を行っている事業

- 4 「平成11年度採択」、「平成12年度採択」、「平成12年度以降採択」及び「平成13年度採択」とは、基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通達）第5の2の規定に基づき採択された事業をいう。

- 5 「酪農農道」とは、平成10年度までに採択されたもので、酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく集約酪農地域内において行われ、現況で受益戸数のおおむね60パーセント以上が酪農専業農家である地域において行う事業

別記15

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域及び急傾斜畑地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行う事業

別記16

- 1 農地に係るものにあつては100分の50、農業用施設に係るものにあつては100分の65の比率とする。ただし、平成13年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。）第3条の規定により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数（以下この項において「被害者総数」という。）に8万円を

乗じた額を超える場合において、農地に係るものあっては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について100分の80（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については100分の90）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき100分の50の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農業用施設に係るものあっては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について100分の90（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については100分の100）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき100分の65の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。

2 平成13年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域（暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。）内において平成13年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が平成13年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定による補助の率が、この項の規定を適用して前項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。

3 激甚災害を受けた地域（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。）第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。）における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそれぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

- (1) 特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、100分の70
- (2) 特別財政援助法施行令第16条第1号ロに規定する額については、100分の80

(3) 特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、100分の90
別記17

融 資	機 関	年 率
1 融資機関が農業協同組合の場合 ア 中小企業で借入金額が2億7千万円までの部分	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合 平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合 平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合 平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合 平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合 平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合 平成4年12月2日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合 平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	2.6% 2.7% 3.05% 2.9% 2.65% 2.6% 2.35% 1.95% 1.2%
イ 中小企業で借入金額が2億7千万円を超える部分又は大企業が借り入れたもの	平成2年4月27日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合 平成2年12月11日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合 平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合 平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合 平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合 平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合 平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	1.55% 1.3% 1.5% 1.45% 1.8% 1.5%
2 融資機関が農業協同組合連合会等の場合		

ア 中小企業で借入金額が2億7千万円までの部分

13日以前に資金の貸付を受けた場合	1.75%
平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合	1.9%
平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合	2.2%
平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合	1.9%
平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合	1.7%
平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合	1.6%
平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合	1.25%
平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合	0.95%
平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	0.65%
イ 中小企業で借入金額が2億7千万円を超える部分又は大企業が借り入れたもの	0.35%
13日以前に資金の貸付を受けた場合	0.4%
平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合	0.7%
平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合	0.55%
平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合	0.35%
平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合	0.5%
平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合	0.35%
平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合	0.4%
平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合	

(水産林務部所管分)

平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	0.2%
--------------------------	------

別記18

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち内部設備は10分の4以内
- 2 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設の建設並びにこれらの附帯施設及び基礎工事は3分の1以内
- 3 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設及び基礎工事は3分の1以内
- 4 野菜を対象とする省エネルギー型モデル温室のうち温室本体は3分の1以内
- 5 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち温室本体は3分の1以内 野菜指定産地の指定要件を満たすことが確実と見込まれる地区又は野菜の指定産地に指定されている地区において、当該指定野菜を対象として実施する共同利用施設整備及び集団営農用機械のうち別に定める基準に該当する場合は3分の1以内
- 6 集団営農用機械整備のうち、農管用機械施設の補助対象範囲の基準についての別表1の土壌・土壌改良用の農管用機械を別記2の事業種目欄の(1)の事業以外の事業に基づいて不良土壌改善のために導入する場合は3分の1以内
- 7 対象作物が地域特産物であり、産地システム化推進対策事業を実施し、市町村、農協等が幅広い関係者の参画を得て、地域の自由な発想に基づき、必要に応じて地方公共団体単独事業や他事業等を組み合わせ、自然条件、人材、観光資源等地域の条件を踏まえた地域提案型プランを作成し、これに基づき生産振興及びその定着を図る場合であって知事が認める場合は3分の1以内

北海道告示第598号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年4月2日

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 リンネット北海道整備事業 情報ネットワーク化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がリンネット北海道整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
2 とど被害防止対策事業 沿岸漁場の水域においてとどを駆除し、漁場環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行うとど被害防止対策事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第11号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第12号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 支庁	
3 野生水生動物共存対策推進事業 高強度漁網の導入により本道周辺に來遊するトドによる漁業被害を防止するため、予算の範囲内で補助する。	漁業協同組合	漁業協同組合が野生水生動物共存対策推進事業を行うのに要する経費のうち、高強度漁網を用いた袋網の購入に要する経費	8分の5以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 正副3部 別に指示する日 支庁	
4 水産物産地流通機能強化事業 消費者ニーズの高度化・多様化、大型量販店等からの安定供給への要請の高まりなどに産地が的確に対応するため、漁協等が主体となった産地市場の統合・機能分担等への取組を促進することにより市場の価格形成力をはじめとする産地における流通機能の強化を図るため予算の範囲内で補助	市町村 漁業協同組合 北海道漁業協同組合連合会 知事が適当と認める者		2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁 (北海道漁業協同組合連合会にあっては水産林務部水産経営課)	

する。								
(1) 産地市場統合等促進事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が産地市場統合等促進事業を行う場合又は市町村が産地市場統合等促進事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費						
(2) 新事業展開促進事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が新事業展開促進事業を行う場合又は市町村が新事業展開促進事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費						
(3) 地域流通機能強化事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が地域流通機能強化事業を行う場合又は市町村が地域流通機能強化事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費						
5 水産加工経営改善促進資金 金融通助成事業 最近の海洋生物資源の保存・管理に係る国際的要請の高まりや、外国政府による200海里漁業水域の管理の強化等に伴う水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に対応し、経営の維持安定が困難となった水産加工業者等の経営の安定、低利用水産動植物の有効利用の促進、水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造、加工の高度化並びにHACCP（危害分析・	水産加工業者組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、漁業生産組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による中小企業団体に限る。）	水産加工経営改善促進資金を商工組合中央金庫、国民生活金融公庫又は中小企業金融公庫から借り入れた場合における借入平均残高に、当該融資機関の定める貸付金利と次に掲げる未端実質金利との差に相当する利率を乗じて得た額 (1) 水産資源有効利用促進資金 年1.80パーセント (従業員規模が100人を超える水産加工業者及び組合にあっては、年2.25パーセント) (2) 水産加工業経営安定資金 年1.80パーセント (従業員規模が100人を超える水産加工業者及び組合にあっては、年2.25パーセント) (3) 危害分析・重要管理点方式導入促	10分の10以内	共通第10号様式 共通第11号様式			提出部数 提出期限 提出先 1 部 別に指示 する日 水産林務 部水産経 営課	実績報告は 要しない。

重要管理点)方式の導入を図るため、予算の範囲内で補助する。		進資金 年1.80パーセント (4) 国際規制経営安定資金 年1.80パーセント (従業員規模が100人(冷凍水産物製造業者(すり身製造業者を除く。)にあつては、40人)を超える水産加工業者及び組合にあつては、年2.25パーセント)				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
6 水産加工施設高度化緊急対策事業 道産水産食品の安全性や付加価値を増大させ、水産加工業と漁業の経営安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水産加工施設高度化緊急対策事業を行う漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、水産加工業者の組織する団体又は漁業者のグループ等に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
7 北海道いきいき浜づくり事業 地域自らが創意・工夫し海域や地域の特性を活かし、農林業や商工観光業との連携を図り、たくましい水産業の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 2以上の市町村の区域にわたり事業を行う漁業協同組合、漁業者等グループ及び支庁長が適当と認める団体	2以上の市町村の区域にわたり事業を行う漁業協同組合、漁業者等グループ若しくは支庁長が適当と認める団体が北海道いきいき浜づくり事業を行う場合又は市町村が北海道いきいき浜づくり事業を行う漁業協同組合、漁業者等グループ若しくは支庁長が適当と認める団体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
8 新日本海漁業振興特別対策事業 漁業生産力が低く、かつ、漁業依存度の高い日本海地域において、日本海地域漁業振興ビジョンに掲げる他のモデルとなる優良事例を育成し、早急に沿岸漁業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が新日本海漁業振興特別対策事業を行う漁業協同組合若しくは漁業協同組合青年部等のグループに対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
9 栽培漁業地域展開事業	市町村	市町村又は知事が適当と認める者が栽培		共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 正副2部	

業費	(カ) 漁業用作業保管施設整備事業費	10分の6以内		
	(キ) 漁労等作業管理休養施設整備事業費	10分の6以内		
	(ク) 水産廃棄物等処理施設整備事業費	10分の6以内		
	(ケ) 高度情報漁業総合管理施設整備事業費	10分の6以内		
	力 持続的漁業生産環境整備事業施設活用支援事業費	2分の1以内		
	(2) 漁業経営・担い手対策事業費			
	ア 漁協合併対策事業費			
	(ア) 漁業総合管理施設整備事業費	10分の6以内		
	(イ) 営漁指導拠点施設整備事業費	10分の6以内		
	(ウ) 水産物荷さばき施設整備事業費	10分の6以内		
	(エ) 水産鮮度保持施設整備事業費	10分の6以内		
	(オ) 水産廃棄物処理施設整備事業費	10分の6以内		
	(カ) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費	2分の1以内		
	(キ) 漁協合併施設改修事業費	10分の6以内		
	イ 担い手対策事業費			
	(ア) 漁場の耕うん、整地、しゅんせつ及び有害生物等の除去事業費	2分の1以内		
	(イ) 漁場環境管理施設整備事業費	2分の1以内		
	(ウ) 築いそ事業費	2分の1以内		
費	(エ) 種苗生産施設整備事業費	2分の1以内		
	(オ) 漁場管理強化施設整備事業費	2分の1以内		
	(カ) 養殖施設整備事業費	2分の1以内		
	(キ) 水産鮮度保持施設整備事業費	2分の1以内		
	(ク) 漁船保全修理施設整備事業費	10分の4以内		
	(ケ) 燃油等補給施設整備事業費	10分の4以内		
	(コ) 水産物加工処理施設整備事業費	10分の4以内		
	(サ) 蓄養施設整備事業費	10分の4以内		

(シ) 海水処理施設（滅菌海水・冷水水製造）整備事業費	2分の1以内
(ス) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費	10分の4以内
(セ) 出荷資材保管施設整備事業費	10分の4以内
(ソ) 漁業用作業保管施設整備事業費	2分の1以内
(タ) 新規就業者活動拠点施設（宿泊施設を除く。）整備事業費	2分の1以内
(チ) 漁業研修施設整備事業費	2分の1以内
ウ 女性等の地位向上等事業費	10分の6以内
エ 漁業経営・担い手対策事業施設活用支援事業費	2分の1以内
(3) 水産物流通高度化事業費	
ア 流通等改善施設整備事業費	2分の1以内
(イ) 水産物荷さばき施設整備事業費	2分の1以内
(ロ) 水産鮮度保持施設整備事業費	2分の1以内
(ハ) 水産物加工処理施設整備事業費	10分の4以内
(ニ) 蓄養施設整備事業費	10分の4以内
(ホ) 海水処理施設（滅菌海水・冷水水製造）整備事業費	2分の1以内
(ヘ) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費	10分の4以内
(キ) 出荷資材保管施設整備事業費	10分の4以内
(ク) 高度情報漁業総合管理施設整備事業費	2分の1以内
(4) 沿岸漁業地域活性化事業費	
ア 地域水産物交流事業費	2分の1以内
(イ) 体験型水産物荷さばき施設整備事業費	2分の1以内
(ロ) 体験型漁業用作業保管施設整備事業費	2分の1以内
(ハ) 体験型養殖施設整備事業費	2分の1以内
イ 漁村景観対策事業費	2分の1以内
(イ) 水産物荷さばき施設整備事業費	2分の1以内

		(4) 漁業用作業保管施設整備事業 費	2分の1以内				
11 漁村総合整備事業 漁業生産基盤である漁港の機能増進とその背後の集落における生活環境の改善及び漁港景観の美化保全の促進による漁港環境の快適化とを総合的に図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	(5) 美しいむらづくり対策推進事業費	2分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 漁港環境整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁港環境整備事業全体事業計画又は漁港環境整備事業基本計画に基づき実施するもの					
(2) 漁業集落環境整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁業集落環境整備事業基本計画に基づき実施するもの					
(3) 漁港漁村総合整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁港漁村総合整備事業基本計画に基づき実施するもの					
12 漁港漁村活性化対策事業 水産業の持続的発展の基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図るため予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が漁港漁村活性化対策事業を行う場合又は市町村が漁港漁村活性化対策事業のうち漁村振興対策を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費 2 市町村が漁業協同組合等に対して行う漁港漁村活性化対策事業実施のため の指導に要する経費	2分の1以内 (漁村空間創造推進施設整備について10分の4以内)	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式の2 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式の2 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
13 船揚場整備事業 漁港の恩恵に浴しない辺地漁村集落における船揚場を整備し、沿岸漁業者の漁船の保全と操業の省力化を図るため、予算の範囲内で	市町村	市町村が船揚場整備事業を行う場合又は市町村が船揚場整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	補助する。				別に指示する様式		
14	元気な漁村づくり推進事業 漁業地域の実態に即した活性化を図るため、水産物をはじめ地域に存在する様々な資源を活用した活動、都市と漁村との交流活動、漁業地域の振興を円滑に進めるための方策の検討を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う元気な漁村づくり推進事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 支庁
15	漁業集落排水事業償還基金造成事業 漁業集落排水施設の整備の促進、漁港及び周辺水域の浄化と漁村地域の生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う、漁業集落排水事業に係る地方債償還のための基金（漁業集落排水事業償還基金）の造成に要する経費	10分の10以内 （市町村が漁業集落排水事業償還基金に積み立てる額と、前年度の漁業集落排水事業に要した経費（雨水排水施設を除く。）の15%の額のいずれか低い額）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第28号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁
16	海産ほ乳類混獲等管理促進事業（損害等補填） 鯨類の救出及び死亡後の処理を円滑に行うため、鯨類の湾内への迷入、混獲、浜への座礁に際して、救出又は死亡後の埋設等を実施した市町村等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 漁業協同組合	次に掲げる経費 （1）湾内に迷い込んだり、混獲された鯨類を、生きたまま逃がす経費 （2）混獲されたり、座礁して死んだ鯨類を埋設又は焼却する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 支庁 実績報告は要しない。
17	複合的資源管理型漁業促進対策事業 本道周辺海域における主			4分の3以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式	提出部数 提出期限 1部 別に指示する日

要魚種の資源の回復、増大を図り水産資源を持続的に利用していくためそれぞれの地域の漁業実態に即した漁業者自らによる資源管理の取組を促進するため、予算の範囲内で補助する。			共通第20号様式 共通第22号様式 別に提示する様式	共通第31号様式	提出先 支庁 (北海道 指導漁業 協同組合 連合会に あつては 水産林務 部資源管 理課)	
(1) 指導・普及啓発事業	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会が指導・普及事業を行う場合又は市町村が指導・普及事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費				
(2) 情報収集・広報事業	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会が情報収集・広報事業を行う場合又は市町村が情報収集・広報事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費				
(3) 活動推進事業	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会 漁業者等が組織する団体	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会、漁業者等が組織する団体が活動推進事業を行う場合又は市町村が活動推進事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業者等が組織する団体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費				
18 木材産業構造改革特別対策事業（構造改革企業群育成強化事業） 木材産業を営む者が行う構造改革に対する取組を支援	木材産業を営む者	木材産業を営む者が行う木材産業構造改革特別対策事業のうち構造改革企業群育成強化事業に要する経費	2分の1以内	共通第6号様式 共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第6号様式 共通第8号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

号外第20号

報 公 道 北

援し、体質の強い木材産業の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。				実施設計書 別に指示する様式			
19 木材需要促進対策事業 多様化する消費者ニーズに的確に対応した総合的な普及・宣伝活動を実施するとともに、工務店等との連携活動を強化し、木材の需要拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。	木材関連業者等の組織する団体	木材関連業者等の組織する団体が行う木材需要促進対策事業のうち、地域材住宅普及活動に要する経費（モデル住宅の展示及び宣伝広告に限る。）	2 分の 1 以内	共通第 2 号様式 共通第 14 号様式 共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 共通第 32 号様式 定款 別に指示する様式	共通第 2 号様式 共通第 29 号様式 共通第 31 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
20 木材産業技術高度化促進事業 木材産業の技術の高度化と道内木材関連企業の技術開発意欲の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	木材・木製品製造業を営む企業及び団体 森林組合 森林組合連合会	木材・木製品製造業を営む企業及び団体、森林組合又は森林組合連合会が行う木材産業技術高度化促進事業に要する経費	2 分の 1 以内	共通第 5 号様式 共通第 14 号様式 共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 共通第 32 号様式 定款 別に指示する様式	共通第 5 号様式 共通第 18 号様式 共通第 29 号様式 共通第 31 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部木材振興課	
21 豊かな海と森づくり総合対策事業 山と海を結ぶ河川周辺の森づくりを推進し、環境財としての森林造成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が「魚をばぐむ森」整備事業を行う場合又は市町村が「魚をばぐむ森」整備事業を行う森林組合に対し補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	10 分の 4 以内	共通第 14 号様式 共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 水林第 45 号様式 別に指示する様式	共通第 29 号様式 共通第 31 号様式 水林第 45 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
22 森林施業団地共同化事業 一定区域の団地を対象として、計画的かつ集団的な森林施業を推進し、もって森林の有する総合的機能の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う森林施業団地共同化事業に要する経費	2 分の 1 以内	共通第 14 号様式 共通第 18 号様式 共通第 20 号様式 共通第 32 号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 水林第 29 号様式 別に指示する様式	共通第 29 号様式 共通第 31 号様式 水林第 29 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

23 市町村森林整備計画強化 促進事業 市町村の実情に応じた森林整備計画を策定し、林家の合意・参加による要間伐森林の解消、施業の共同化を促進し、かつ、林業事業体及び林産業者との連携強化を推進する体制の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う市町村森林整備計画強化促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第46号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第46号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
24 林道事業 民有林の開発及び林産物の合理的な生産を促進し、森林経営の合理化を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第24号様式 維持管理規程又はその案別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式 から水林第26号様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 林道開設事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道開設事業のうち普通林道開設事業に要する経費	普通林道 100分の57以内 (森林組合が行う場合にあつては、100分の63以内) 森林造成林道 100分の57以内 (過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による公示又は山村振興法(昭和40年法律第64号)による指定に係る市町村の区域に				

			において市町村が行う事業にあつては、100分の63以内)					
(2) 林道改良事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道改良事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 幹線林道の改良費 (2) その他林道の改良費	100分の51以内 (平成11年度からの継続路線にあつては、100分の57以内) 100分の31以内					
(3) 高密度林道網整備事業	市町村	市町村が行う高密度林道網整備事業に要する経費	普通林道にあつては、100分の57以内 森林造成林道にあつては、100分の57以内 (過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業にあつては、100分の63以内)					
(4) 林道舗装事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道舗装事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 幹線林道の舗装費 (2) その他林道の舗装費	100分の51以内 300分の103以内					
(5) 林業地域総合整備事業	市町村	市町村が行う林業地域総合整備事業に要する経費	林道整備事業にあつては、開設事業については、100分の57以内 (過疎地域自立					

平成十三年五月十一日 金曜日

(7) 間伐等森林整備促進緊急条件整備事業		市町村又は森林組合	市町村又は森林組合が行う間伐等森林整備促進緊急条件整備事業に要する経費	100分の57以内				
25	林道災害復旧事業 暴風雨、洪水その他の異常な天然現象によって災害を受けた林道の復旧を促進し、もって林業の振興とその経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道災害復旧事業に要する経費	別記1のとおり	共通第14号様式 共通第18号様式 から共通第20号様式まで 水林第24号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式 から水林第26号様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
26	森林組合合併促進総合対策事業 森林組合の活性化及び経営の安定化並びに合併組合の円滑な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合 森林組合連合会	森林組合又は森林組合連合会が行う森林組合合併促進総合対策事業（森林組合合併協議促進利子補給金を除く。）に要する経費	2分の1以内 （合併組合施設整備にあっては、3分の1以内）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 森林組合にあっては支庁、森林組合連合会にあっては水産林務部林業振興課	
27	林業構造改善対策事業 （地域林業経営確立林業構造改善事業） 林業の構造改善を促進し、もって林業総生産の増大、生産性の向上及び林業従事者の所得の増大を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が行う地域林業経営確立林業構造改善事業実施の指導等に要する経費 2 市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う場合又は市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う林業団体等（森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農事組合法人その他知事が定めるものをいう。）に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事	1の経費に係る場合 2分の1以内 2の経費のうち基盤整備事業費及び機械施設費（林業機械類を除く）にあっては10分の6以内 2の経費のうち林道事業費にあっては100分の50 上記以外の事業にあっては2分	共通第14号様式 共通第20号様式 1の経費に係る場合 共通第2号様式 水林第14号様式 2の経費に係る場合 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 市町村の補助規則等	共通第29号様式 共通第31号様式 1の経費に係る場合 共通第2号様式 水林第14号様式 2の経費に係る場合 水林第15号様式 水林第16号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

		業に要する経費のうち、次に掲げるものの (別記2の事業に係る経費にあつては、当該事業ごとに掲げる率) (1) 地域林業経営集約化型林業構造改善事業費 (2) 資源循環利用推進型林業構造改善事業費 ア 資源循環利用推進型 イ 間伐促進型 (3) 市町村推進事業費 ア 地域林業経営集約化型 イ 資源循環利用推進型				
28 林業後継者育成事業 林業後継者等の広域的な交流活動の連携及び強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う林業後継者育成事業のうち林業後継者育成地域活動推進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第30号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
29 林業就労環境改善整備事業 林業就労環境の改善に必要な機械・施設の整備を実施し、林業労働力の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	林業者等の組織する団体	林業者等の組織する団体が行う林業就労環境改善整備事業に要する経費	2分の1以内 (作業環境改善施設の整備にあつては10分の4以内)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 水林第35号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第35号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
30 森林整備担い手対策推進事業 林業労働力の確保及び森林作業員の育成に必要な対策を実施し、林業の振興と森林整備の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合 林業者等の組織する団体	森林組合又は林業者等の組織する団体が行う林業労働環境整備事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

(2) 技能作業員養成事業		林業事業体	林業事業体が行う技能作業員養成事業に要する経費	2分の1以内	式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第40号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
31	北海道林業体カアツ事業 地域の林業者等が自主的・主体的に取り組み機械、施設等の整備を促進することにより、林業・木材産業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体又は支庁長が適当と認める団体（以下「事業実施主体」と言う。事業実施主体の事務所等の所在する市町村と事業実施主体が事業を実施しようとする市町村が異なる場合に限る。）	1 事業実施主体（事業実施主体の事務所等の所在する市町村と事業実施主体が事業を実施しようとする市町村が異なる場合に限る。）が行う北海道林業体カアツ事業に要する経費 2 市町村が北海道林業体カアツ事業を行う事業実施主体に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
32	ふるさと森林整備促進事業 森林施業に関する情報管理や普及啓発、長期施業受託の推進及び不在村者所有森林の適正管理等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林組合 森林組合連合会	市町村、森林組合又は森林組合連合会が行うふるさと森林整備促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁（森林組合連合会にあっては水産林務部林業振興課）	
33	森林整備活性化事業 森林施業の合理化を図り林業経営コストの低減を通じて森林整備を推進するた	森林整備合理化計画の認定を受けた者で、森林整備活性化資金と林業基	次に掲げる事業の経費から当該事業に係る補助金額を差し引いた額 (1) 流域森林総合整備事業 (2) 公的収収林整備推進事業	7分の1	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

め、予算の範囲内で補助する。	盤整備資金を同時に借り入れようとする者	(3) 水土保全森林緊急間伐実施事業	共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
		流域森林・林業活性化センターが行う地域林業システム推進対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 流域森林・林業活性化促進対策事業 (2) 流域森林・林業活性化センター事業				
34 地域林業システム推進対策事業 流域を単位として関係者により組織された流域森林・林業活性化センターが策定した流域林業活性化基本方針に基づき、流域林業の活性化のための取組を推進し、山づくりから木材加工及び流通までの一貫した低コストで安定的な供給体制の形成を図るため、予算の範囲内で補助する。	流域森林・林業活性化センター		共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 規約及び構成員名簿 別に指示する様式			
35 造林事業 本道における民有林林業を振興し、もって国土保全及び森林資源の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	(1) 一般造林事業 市町村 (森林整備協定造林を行うものに限る。) 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林法施行令 (昭和26年政令第276号) 第11条第6号に規定する団体	市町村 (森林整備協定造林を行うものに限る。)、森林所有者、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う一般造林事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 附帯施設等整備事業費	10分の4	水林第17号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。

(2) 流域森林総合整備事業	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を提出しているものに限る。以下「造林関係民法法人」という。） 森林法施行令第11条第6号に規定する団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、造林関係民法法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う流域森林総合整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 長期育成循環整備事業費 (6) 附帯施設等整備事業費 (7) 環境林整備事業費 (8) 修景林整備事業費 (9) 防火森林整備事業費 (10) 機能補完整備事業費	10分の4				
(3) 公的森林整備推進事業	市町村 森林整備法人	市町村又は森林整備法人が行う公的森林整備推進事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 附帯施設等整備事業費	10分の5				
(4) 無立木地等森林緊急造成事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林法施行令第11	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う無立木地等森林緊急造成事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費	10分の4				

	条第6号に規定する団体	(2) 育成複層林整備事業費 (3) 附帯施設等整備事業費				
(5) 広葉樹林整備特別対策事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林法施行令第11条第6号に規定する団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う広葉樹林整備特別対策事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 地域森林環境整備事業費 (4) 附帯施設等整備事業費	10分の4			
(6) 野生鳥獣共存の森整備事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林法施行令第11条第6号に規定する団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う野生鳥獣共存の森整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 附帯施設等整備事業費	10分の4			
(7) 水土保全森林緊急間伐実施事業	市町村 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 造林関係民法法人 森林法施行令第11条第6号に規定する団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う水土保全森林緊急間伐実施事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 間伐事業費 (2) 林床保全整備事業費 (3) 特定間伐事業費	10分の4			
36 環境保全森林整備事業 森林の保健・文化・教育的な利用の増進、都市や農山村の良好な生活環境の保全・創出を図るため、予算の範囲内で補助する。				水林第17号様式 その他別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
(1) 森林空間総合整備事業	市町村	市町村が行う森林空間総合整備事業に	(4)の経費に係			

(2) 居住地森林環境整備事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林法施行令第11条第6号に規定する団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林法施行令第11条第6号に規定する団体が行う居住地森林環境整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 森林整備事業費 (2) 路側樹林帯整備事業費 (3) 林内歩道等整備事業費 (4) 附帯施設整備事業費	10分の4				
37 21世紀北の森づくり推進事業 針葉樹と広葉樹の入り交じった北海道らしい豊かな「ふるさとの山」の造成を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が21世紀北の森づくり推進事業を行う森林所有者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないものを除く。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人及び森林法施行令第11条第6号に規定する団体に対し次に掲げる事業に要する経費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費 (1) 無立木地造林 (2) 複層林・混交林化 (3) 再造林	(1)及び(2)の事業に係る経費にあっては27分の17以内（市町村が補助する場合における当該補助の対象となる経費の100分の17を限度とする。） (3)の事業に係る経費にあっては2分の1以内（市町村が補助する場合における当該補助の対象となる経費の100分の11を限度とする。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
38 サロベツ湿原森林づくり推進事業 道北のサロベツ湿原地域において、当該地域の無立	市町	市町がサロベツ湿原森林づくり推進事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、林業者等の組織する団体が知事が適当と認めるもの	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第47号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	本地の造林を緊急かつ集中的に実施するため、予算の範囲内で補助する。		及び森林所有者（中小企業基本法第2条に該当しないものを除く。）に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、附帯施設事業費		別に指示する様式			
39	北の森づくり緊急対策事業 間伐により森林の公益的機能の発揮を図り、もって健全で活力ある北の森づくりを推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が北の森づくり緊急対策事業を行う森林所有者（中小企業基本法第2条に該当しない企業を除く。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人、森林法施行令第11条第6号に規定する団体及び林業者等の組織する団体で知事が適当と認めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	定額（市町村が1ヘクタールにつき1万4,000円以上補助する場合に限る。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第13号様式 市町村の補助規則等 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第43号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
40	「ふるさとの森」整備支援事業 市民等の参加・協力により間伐等の森林整備を推進する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が「ふるさとの森」整備支援事業を行う場合又は市町村が「ふるさとの森」整備支援事業を行う森林組合に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
41	緊急間伐推進事業 緊急な間伐を実施する団地を設定し、計画的かつ一体的な間伐を推進する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う緊急間伐推進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
42	森林保護事業 森林病害虫等を防除し、もって森林の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	民有林の森林病害虫等防除を行う者	民有林の森林病害虫等防除を行う者が行う森林保護事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) その他松くい虫伐倒駆除費 (2) 突発森林病害虫駆除費 (3) まいまいが駆除費 (4) 野ねずみ駆除費	10分の10 4分の3 4分の3 2分の1	水林第18号様式 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先 1部 随時 提出先 支庁	民有林の森林病害虫等防除を行う者に代わって森林組合等が申請する場合は、委任状を添付すること。 実績報告は、

								要しない。
43 エゾシカ森林被害防止対策事業 エゾシカによる人工林及び天然林被害の軽減と、森林資源の保続並びに公益的機能の維持・増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がエゾシカ森林被害防止対策事業を行う場合又は市町村がエゾシカ森林被害防止対策事業を行う森林組合に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第47号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第47号様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支庁	1部	
44 小規模治山事業 林地の荒廃に起因する災害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う小規模治山事業に要する経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号様式まで	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支庁	1部	事業の採択は、北海道小規模治山事業採択基準（平成12年4月1日付け治山第1559号水産林務部長通達）による。
45 林地崩壊防止事業 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により指定された激甚災害に伴う林地の崩壊を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う林地崩壊防止事業に要する経費	10分の8以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号様式まで	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支庁	1部	
46 災害関連山地災害危険地区対策事業 山地災害危険地区において降雨等により発生した荒廃山地等について、次期降雨等による荒廃の拡大又は人家、公共施設等の被害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内	市町村	市町村が行う災害関連山地災害危険地区対策事業に要する経費	1 人家半壊以上の被害発生があり、かつ、公共施設に関連する箇所を実施する場合100分の95以内 2 人家半壊以	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号様式まで	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 支庁	1部	

で補助する。		上の被害発生があり、かつ、公共施設に関連しない箇所又は人家半壊以上の被害発生がなく、かつ、公共施設に関連する箇所を実施する場合 100分の90以内 3 その他の場合 100分の80以内			
--------	--	---	--	--	--

別記1

1 奥地幹線林道に係るものにあつては事業費の10分の6.5、その他の林道に係るものにあつては事業費の10分の5の比率により算定して得た額とする。ただし、平成13年1月1日から同年12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定により年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた林道の災害復旧事業の事業費（以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、当該復旧事業に係る林道の総延長のメートル数（以下この項において「林道総延長」という。）に1,000円を乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との事業費の額に応じてあん分した額に相当する部分（以下この項において「あん分額相当分」という。）については、奥地幹線林道に係るものにあつては10分の9（当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、あん分額相当分については、10分の10）、その他の林道に係るものにあつては10分の7.5（当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、あん分額相当分については、10分の8.5）の比率によるものとする。

2 平成13年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた農林水産業施設

設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第5条の3に定める地域内において、平成13年1月1日から同年12月31日までに発生した災害により被害を受けた林道の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、暫定措置法第3条の2に定める比率によるものとする。

3 激甚災害を受けた激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「政令」という。）第14条に定める地域における当該激甚災害に係る林道の災害復旧事業については、第1項の規定による額に当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち政令第15条第2号に定める額に相当する部分の額を政令第16条第2号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率により算出して得た額の合計額を加えた額とする。この場合において、政令第15条及び第16条の規定の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

(1) 政令第16条第2号イに規定する額については、10分の7

(2) 政令第16条第2号ロに規定する額については、10分の8

(3) 政令第16条第2号ハに規定する額については、10分の9

4 査定用設計委託に係るものにあつては、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年1月16日59林野道第605号農林水産事務次官通達）第4の規定によ

り算出して得た額の 2 分の 1 以内とする。

別記 2

- 1 森林空間活用施設整備事業のうち簡易給排水施設、生活環境施設整備事業のうち山村広場施設、集落防災施設及び簡易給排水施設並びに間伐材需要拡大施設整備事業のうち需要拡大促進用機械にあつては、10 分の 4 以内
- 2 効率化施設整備事業のうち効率化作業基地整備及び林業生産施設にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率
 - (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 10 分の 6 以内
 - (2) 上記以外 2 分の 1 以内
- 3 効率化施設整備事業のうち林業生産用機械、基盤整備用機械及び広域利用林業機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率
 - (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 2 分の 1 以内
 - (2) 上記以外 10 分の 4 以内
- 4 木材加工流通施設整備事業のうち木材製材施設装置、集成材加工施設装置、プレスカット加工施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置及び木材集出荷販売施設装置、木材加工施設整備事業のうち木材製材施設装置、集成材加工施設装置及びプレスカット加工施設装置並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、間伐材加工施設装置、間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷販売施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率
 - (1) 木材関連業者等が組織する団体以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 10 分の 6 以内
 - (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3 分の 1 以内
 - (3) 上記以外 2 分の 1 以内
- 5 木材加工流通施設整備事業のうち木材処理加工用機械及び木材集出荷用機械、木材加工施設整備事業のうち木材処理加工用機械並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率
 - (1) 木材関連業者等が組織する団体以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 2 分の 1 以内
 - (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3 分の 1 以内
 - (3) 上記以外 10 分の 4 以内
- 6 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち森林バイオマス加工施設装置、森林資源再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち間伐材等バイオマス加工施設装置、間伐材等バイオマス再利用処理施設

装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

- (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 10 分の 6 以内
- (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3 分の 1 以内
- (3) 上記以外 2 分の 1 以内
- 7 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち森林バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち間伐材等バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率
 - (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 2 分の 1 以内
 - (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3 分の 1 以内
 - (3) 上記以外 10 分の 4 以内
- 8 需要拡大施設整備事業のうち需要拡大促進施設装置、木材活用 D I Y 施設装置、間伐材等利用推進モデル施設及び内装等木質化促進施設にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率
 - (1) 木材関連業者等が組織する団体 10 分の 4 以内
 - (2) 上記以外 2 分の 1 以内
- 9 活動拠点施設整備事業及び供給促進活動拠点施設整備事業のうち林業総合センター（それぞれ施設の規模が 1,000 平方メートル以下のものに限る。）にあつては、次の各号に掲げる施設規模の区分に応じ当該各号に定める算式による率以内。ただし、建築する面積は延べ床面積で整数とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
また、補助率は小数点以下第 3 位までとし、小数点以下第 4 位を四捨五入する。
 - (1) 300 平方メートル以下 の施設 2 分の 1
 - (2) 301 平方メートル以上 の施設 $300 \times 1/2 + \lfloor (\text{建築する面積} - 300) \times 4/10 \rfloor$
建築する面積

北海道告示第 599 号

北海道が平成 13 年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成 13 年 4 月 2 日

北海道知事 堀 達 也

(建設部所管分)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 地域景観形成推進事業 地域の個性が生かされた景観の形成を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村			交付申請書に添付すべき関係書類 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	実績報告書に添付すべき関係書類 共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 景観形成市町村事業		市町村が行う景観形成市町村事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (400万円以上のものに限る。) (1) ポケットパーク及び花壇の整備並びに道路及び河川敷地等の緑化修景に要する経費 (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵場所等の緑化修景に要する経費 (3) 景観形成の上で必要な電柱移設又は舗装の美化に要する経費 (4) 景観形成の上で必要な街灯、信号機、標識等の一体化又はデザイン化に要する経費 (5) バス停、ベンチ、モニュメント等のストリートファニチャーの整備に要する経費 (6) 地域のシンボルとなる建築物等のライトアップに要する経費 (7) その他特に地域の景観形成に資すると認める事業に要する経費	定額				
(2) 景観形成住民活動促進事業		市町村が次に掲げる事業を行う個人、法人、団体等に対し、当該事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 花壇、フラワーポットの設置及び植花、植樹等の緑化修景に要する経費	2分の1以内				

		(2) 屋外における物品の集積又は貯蔵場所等の緑化修景に要する経費 (3) 景観形成の上で必要な屋外広告物の集約又は撤去に要する経費（北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）、札幌市屋外広告物条例（平成10年札幌市条例第43号）又は旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）に違反するものを除く。） (4) 自動販売機の修景、セットバック部分の舗装の美化、デザインされた照明の設置等に要する経費 (5) 通りを飾るイルミネーションの設置等に要する経費 (6) その他特に地域の景観形成に資すると認める事業に要する経費					
2 歴史的建造物保全推進事業 歴史的建造物等の保全を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	道が選定する歴史的建造物保全推進地区において、市町村が歴史的建造物等を保全するため補助金、負担金等を支出する事業又は自ら修復等を行う事業を実施する場合における次に掲げる経費 (1) 建築物の外観（保全上特に必要があると認められる場合は、構造耐力上主要な部分を含む。）の修復に要する経費 (2) 工作物の修復に要する経費 (3) 建築物の外観（保全上特に必要があると認められる場合は、構造耐力上主要な部分を含む。）の修景に要する経費 (4) 造景に要する経費	4分の1以内 （1 建造物当たり300万円を限度とする。）	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 ちづくり推進課	書類は、支庁長を経由すること。
3 優良広告景観形成推進事業 地域の優れた広告景観の形成を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	道が指定する広告景観奨励地区において、市町村が優れた屋外広告物を整備する者に対し、当該整備に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 （整備に要する経費の4分の1以内とし、かつ、1広告物当たり	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 支庁	

			15万円、1 補助 対象地区当たり 150万円を限度 とする。）	式			
4 河川環境整備特別対策事業 河川の堤外地における立木を伐開し、流水の疎通を円滑にすることにより、災害の未然防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が河川愛護組合等を指導監督して河川の堤外地の立木の伐開及び立木の伐開に伴う草刈りを行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
5 都市小河川改修事業 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づく指定区間内の一級河川又は二級河川において河川の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市	都市小河川改修事業（河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき施行することとなったものに限る。）に要する経費	3分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 設計図書	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
6 河川環境整備事業 河川法の規定に基づく指定区間内の一級河川又は二級河川において河川の浄化又は河道整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	河川環境整備事業（河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき施行することとなったものに限る。）に要する経費	3分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 設計図書	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
7 ハイジャック等防止対策事業 航空機の不法奪取等の防止対策の一環として、乗客所持品の検査を行い、もって航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	航空運送事業者	航空運送事業者が第三種空港において、エックス線透視手荷物検査装置又は金属探知機を使用して検査業務を実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費 (2) 保安施設設置費 エックス線透視手荷物検査装置及び金属探知機、又は監視装置の設置及び更新に要する経費	2分の1以内	共通第6号様式 （保安施設設置費の場合に限る。） 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 建設第12号様式 （検査業務委託費の場合に限る。）	共通第6号様式 （保安施設設置費の場合に限る。） 共通第29号様式 共通第31号様式 建設第12号様式 （検査業務委託費の場合に限る。）	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 建設部 空港港湾課	

8	広域港湾海岸整備特別対策事業 港湾海岸保全施設の整備を促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	港湾管理者である市町	港湾管理者である市町が他の市町村の行政区域において行う港湾海岸保全事業（国庫補助対象事業に限る。）に要する経費（国庫補助金相当額を除く。）	1000分の25以内	別に指示する様式 共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 建設部空港港湾課	
9	地域防災がけ崩れ対策事業 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定に基づき指定され、又は指定されることが確実である激甚災害に伴い発生し、又は拡大したげけ地の崩壊を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	地域防災がけ崩れ対策事業に要する経費	10分の8以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 設計図書	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支行	
10	市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業及び市街地環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 別に指示する日 提出先 建設部建築指導課	
(1)	市街地再開発基本計画作成等事業	市町村	市街地総合再生基本計画、基本計画及び推進計画並びに地区再生計画、街区整備計画、事業化促進計画及び土地利用誘導促進計画の作成並びに市街地再開発等調査に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めたもの	6分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第3号様式 別に指示する様式		
(2)	市街地再開発事業	市町	1 市町が市街地再開発事業を施行する場合又は市町が当該事業を施行している若しくは施行しようとする者に対し	6分の1以内	共通第20号様式 建設第4号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第4号様式		

					式	別に指示する様式		
		補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費 (4) (1)から(3)までに係る附帯事務費 2 市町の市街地再開発事業に係る整備計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの						
(3) 優良建築物等整備事業 及び地区再開発事業	市町村	1 市町村が優良建築物等整備事業若しくは地区再開発事業を施行する場合又は市町村がこれらの事業を施行する者に対して補助する場合において、当該事業に要する次に掲げるもの経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費 (4) 耐震整備費 (5) (1)から(4)までに係る附帯事務費 2 市町村の優良建築物等整備事業及び地区再開発事業に係る整備計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	6分の1以内 (4)の経費及び(4)の経費に係る附帯事務費にあっては、12分の1以内)	共通第20号様式 建設第5号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第5号様式 別に指示する様式			
(4) 人にやさしいまちづくり 整備計画作成事業	市町村	人にやさしいまちづくり整備計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めたもの	6分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第3号様式 別に指示する様式			
(5) 人にやさしいまちづくり 事業	市町村	市町村が人にやさしいまちづくり事業を行う場合又は市町村が当該事業若しくは認定建築物の整備事業を施行する者に対して補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	6分の1以内	共通第20号様式 建設第10号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第10号様式 別に指示する様式			

11 かけ地近接危険住宅移転事業 がけ地の崩壊等の危険のある区域における住宅の移転を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	(1) 屋内外の移動システムの整備費 (2) (1)に一体のパブリックスペースの整備費 (3) 整備計画の作成費	4分の1以内	建設第1号様式	建設第1号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部建築指導課	書類は、支庁長を経由すること。
12 ウタリ住宅改良促進事業 老朽不良ウタリ住宅の改良を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が危険住宅を除却する者に対し当該除却に要する経費を補助した場合における当該除却に要する経費 2 市町村が金融機関等から資金の融資を受けて危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（土地の購入を含む。）をする者に対し当該融資に係る利子補給をした場合における当該利子補給に要する経費 3 附帯事務費	4分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第2号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第2号様式 完了検査書の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅課	書類は、支庁長を経由すること。
13 特定優良賃貸住宅供給促進事業 中堅所得者向け及び高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進するため、予算の範囲内で補助する。	供給計画の認定を受けた事業者	1 中堅所得者向け優良賃貸住宅 (1) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の建設に要する経費のうち、共同施設等整備費、高齢者向け又は障害者向け設備の設置費、定住関連施設整備費及び土地整備費 (2) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の管理に要する経費のうち、入居者に対する家賃減額に要するもの 2 高齢者向け優良賃貸住宅 (1) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の建設に要する経費のうち、共同施設等整備費、高齢者向け又は障害者向け設備の設置費、団	3分の2以内 (ただし、定住関連施設整備費にあっては3分の1以内) 10分の10以内	共通第2号様式 (1の2)及び2の2の経費の場合に限る。 共通第8号様式 (1の1)及び2の1の経費の場合に限る。 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (1の2)及び2の2の経費の場合に限る。)	共通第2号様式 (1の2)及び2の2の経費の場合に限る。 共通第8号様式 (1の1)及び2の1の経費の場合に限る。 共通第31号様式 建設第8号様式 建設第9号様式 (1の1)及び2の1の経費の場合に限る。)	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅課	

		地開連施設整備費及び土地整備費 (2) 供給計画の認定を受けた事業者が行う賃貸住宅の管理に要する経費のうち、入居者に対する家賃減額に要するもの	の1以内) 10分の10以内	別に指示する様式	式		書類は、市町村長を経由すること。
14	組合士地区画整理事業 士地区画整理事業組合の土地区画整理事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	士地区画整理組合が士地区画整理事業を行う場合における次に掲げる経費 (1) 工事費 ア 本工事費 ア 街路工 イ 橋りょう工 ロ 舗装工 ハ 整地工 ニ 河川工 ホ 公園工 イ 用地費及び補償費 ロ 附帯工事費 ニ 測量及び試験費 ハ 機械器具費 ニ 宮緒費 キ 換地諸費 (2) 事務費	10分の10以内 (施行地区内の都市計画において定められた道路で幅員12メートル以上の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度とする。)ただし、市町の補助を受ける場合にあつては、2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部都市環境課	
15	電線類地中化推進事業 都市内の電線類地中化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	電線類地中化事業に要する経費のうち、電力事業、通信事業等の用に供する電線類の施設費及び敷設等に要する経費(電線管理者が負担する経費を除く。)	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部都市環境課	
16	地域環境保全下水道事業 湖沼の水質汚濁防止下水道及び観光地の公共下水道事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	1 市町村が地域環境保全下水道事業(国庫補助対象を除く。)を行う場合に要する経費のうち、基本計画及び事業計画の策定に要するもの 2 市町村が地域環境保全下水道事業(単独事業を除く。)を行う場合に要する経費のうち、観光人口により増加する費用に係る地方償還費(普通交	3分の1以内 (1,000万円を限度とする。) 定額	共通第2号様式 (2の経費の場合に限る。) 共通第9号様式 (1と3の経費の場合に限る。) 共通第15号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 (2の経費の場合に限る。) 共通第9号様式 (1と3の経費の場合に限る。) 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部公園下水道課	

		付税算入分を除く。) 3 平成8年度以前に湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた市町村が公共下水道事業を行う場合に要する経費のうち、建設費と当該事業に係る地方債償還金(普通交付税算入分を除く。)との合計額から国庫補助金、地方債等の収入を控除した額	3分の2以内	共通第20号様式				
--	--	--	--------	----------	--	--	--	--

号外第20号

北海道告示第 600 号

平成10年北海道告示第500号 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式) の一部を次のように改正する。
平成12年 4 月 2 日

北海道知事 堀 達 也
保福第85号様式及び保福第86号様式を次のように改める。
保福第85号様式及び保福第86号様式 削除
保福第117号様式から保福第119号様式までを次のように改める。

保福第117号様式 (第3条第2項、第5条第1項)

平成 年度母子通園センター事業費補助金所要額調べ

市町村名

区 分	総支出額 ①	補 助		対 象 寄附金 その他 ③	経 費 差 引 額 (② - ③) ④	補 助		基 準 金 額 (⑤ × ⑥) ⑦	補助基本額 (①と⑦を比較して少ない方の額) ⑧	3 ⑧ × $\frac{3}{4}$ 又は $\frac{1}{2}$ × ⑧ ⑨		国の承認が平成7年度以前で実施ラングがウ又はエのか所 道単上置き補助分 の月額単価 ⑩	金 額 (⑤ × ⑩) ⑪	④と⑪を比較して少ない方の額 ⑫	$\frac{1}{4}$ × ⑫ ⑬	要 道 費 補 助 額 (⑨ + ⑬) ⑭
		支 出 予 定 額 ②	額			延べ月数 ⑤	単 価 ⑥									
型	円	円	円	円	円	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
ラング																
事務費・事業費																
初度備品費																

報 道 海 北

- 注1 この様式は、母子通園センター事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 「区分」欄の「初年度備品費」は、新たにⅠ型に移行する母子通園センターに限り、記載すること。
- 3 「⑨」の欄には、Ⅰ型にあっては「⑧」の欄の額に4分の3を、Ⅱ型にあっては「⑧」の欄の額に2分の1を乗じて得た額を記載すること。
- 4 「⑩」から「⑬」の欄は、国庫補助事業の承認が平成7年度以前であって、「過去3年間の1日あたりの利用児童数」によるランクが「ウ」又は「エ」の実施市町村に限り記載すること。
- 5 「⑩」の欄には、ウのランクにあっては84,910円を、エのランクにあっては169,750円を、それぞれ記載すること。

- 注1 この様式は、母子通園センター事業に要した経費に係る補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 本表の「①」欄から「④」欄までは、「計」においては年間実人員を、「計」以外においては各月の初日現在の数を記載すること。
- 3 「②」欄には、その月の初日における児童の出席の有無にかかわらず、市町村長から当該母子通園センター事業に通園の決定を受けている児童の総数を記載すること。

- 4 「③」欄は、当該年度の4月1日現在の年齢によることとし、合計数は「②」欄の数と一致するものであること。
- 5 「④」欄には、重複した障害のある児童については、主たる障害の種類により主なものを1つ選んで記載し、障害の種類が区別できない場合は同欄注「その他」欄に記載すること。
- なお、合計数は「②」欄の数と一致するものであること。
- 6 「⑦」欄には、「⑤」欄の人員数を「⑥」欄の日数で除して得た数を記載すること（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記載すること。）。

保福第119号様式（第14条）

平成 年度母子通園センター事業費補助金精算書

市町村名

区 分	総支出額	補 助 対 象 経 費			補 助 基 準 額	補助基本額 (④と⑦を比較して少ない方の額 ⑧)	$\frac{3}{8} \times \frac{4}{4}$ 又は $\frac{1}{8} \times \frac{1}{2}$ ⑨	国の承認が平成7年度以前で実施ランソクがウ又はエの所の 道単上置き補助分の 月額単価 ⑩	金 額 (⑤×⑩) ⑪	④と⑪を比較して少ない方の額 ⑫	$\frac{1}{12} \times \frac{1}{4}$ ⑬	交 付 決定額 (⑨+⑬) ⑭	道 費 補助額 受入額 ⑮	差引(過 不足額 (⑭-⑮) ⑯)
		支出済額 ①	寄附金 その他 の収入 ③	差引額 (②-③) ④	実施 延べ 月数 ⑤	月額 単価 ⑥	金 額 (⑤×⑥) ⑦							
型	円	円	円	円	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
ランソク														
事務費・ 事業費														
初度備品費														
計														

- 注1 この様式は、母子通園センター事業に要した経費に係る補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「区分」欄の「初度備品費」は、新たにⅠ型に移行する母子通園センターに限り、記載すること。
- 3 「⑨」の欄には、Ⅰ型にあつては「⑧」の欄の額に4分の3を、Ⅱ型にあつては「⑧」の欄の額に2分の1を乗じて得た額を記載すること。
- 4 「⑩」から「⑬」の欄は、国庫補助事業の承認が平成7年度以前であつて、「過去3年間の1日当たりの利用児童数」によるランソクがウ又はエの実施市町村に限り記載すること。
- 5 「⑩」の欄には、ウのランソクにあつては84,910円を、エのランソクにあつては169,750円を、それぞれ記載すること。

保福第148号様式を次のように改める。

保福第148号様式 削除

保福第150号様式を次のように改める。

保福第150号様式 削除

保福第157号様式を次のように改める。

保福第157号様式 削除

北海道告示第 601 号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成13年 4 月 2 日

北海道知事 堀 達 也

農政第 8 号様式中「平成 年度畜産再編総合対策事業計画（実績）書」を「平成 年度畜産振興総合対策事業計画（実績）書」に、末尾欄外の注の 1 の事項中「畜産再編総合対策事業又はエゾシカ侵入防止対策事業」を「畜産振興総合対策事業又はエゾシカ被害防止緊急対策事業」に改める。

農政第37号様式中「事業実施指導費」を「事業実施指導推進費」に改める。
農政第44号様式を次のように改める。

農政第44号様式（第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項、第14条）

平成 年度農業・農村チャレンジ²¹推進事業
（新農業・農村創造地域活動促進事業）計画（実績）書

事業内容 (構造・規格・能力等)	単 価 円	事業量	事業費 円	備考

合 計

注 1 この様式は、農業・農村チャレンジ²¹推進事業（新農業・農村創造地域活動促進事業）に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は、当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 実績報告の場合にあっては、次によること。

(1) 事業内容のうち機械・施設の整備を業者との契約により行ったときは、備考欄に、当該契約業者の決定に当たり用いた方法を、入札の場合は「入札」と、複数業者の見積り合せの場合は「見積り合せ」と、一者随意契約の場合は「随意契約」と記入すること。

また、入札又は複数業者の見積り合せによらなかった場合は、併せてその理由を備考欄に記載すること。

(2) 本事業の実施要領に規定する「財産管理台帳」の写しを添付すること。

農政第46号様式及び農政第47号様式を次のように改める。

農政第46号様式（第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項、第14条）

平成 年度先進的女性農業経営者育成事業実施計画（実績）書

事業実施主体名

1 若手女性経営参画促進方策検討委員会の開催計画（又は実績）

開催時期	構 成 員 の 所 属 ・ 氏 名	主 な 協 議 内 容	備 考

2 経営参画に向けた能力開発・向上

(1) 農業技術・経営管理等に関する研修の実施計画（又は実績）

研修日程	研修科目	対象者(人数)	講師の所属・氏名	研 修 内 容	備 考

(2) 研修に必要な簡易な資機材等の整備計画（又は実績）

必要となる機械・ほ場・施設等	用 途	手当の方法(予定)	備 考

(注) 実績には指標・目標を添付すること。

3 母性保護のための働き方に関する支援

(1) 母性保護のためのセミナーの開催計画 (又は実績)

開催時期	開催場所	開催規模 (人数)	講師の所属・氏名	セミナーの内容

(2) 母性保護のための研修の実施計画 (又は実績)

開催時期	開催場所	開催規模 (人数)	講師の所属・氏名	研修の内容

4 家事・育児労働軽減体制の整備

(1) 家事・育児労働軽減体制整備検討部会の設置計画 (又は実績)

開催時期	構 成 員 の 所 属 ・ 氏 名	想 定 し て い る 役 割	備 考

(2) 労働の提供及び受入れに関する意向調査の実施計画 (又は実績)

調査時期	調 査 対 象			調査の内容
	調査員の所属・氏名	市 町 村 名	集落名・組織体の名称	

(3) 家事・育児労働軽減体制整備方針の作成計画 (又は実績)

--

(4) 家事・育児労働力提供に関する研修の実施計画 (又は実績)

開催時期	開催場所	開催規模 (人数)	講師の所属・氏名	研 修 の 内 容

注 この様式は、先進的女性農業経営者育成事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第47号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

平成 年度肥料低コスト化推進事業実施計画 (実績報告) 書

事業主体名

第1 事業の目的

(注) 期待されるコスト低減内容、低減効果 (ねらい) 等を盛り込んで記入すること。

第2 事業の内容

1 肥料銘柄流通利用実態調査計画 (実績)

調 査 項 目	調 査 内 容 ・ 方 法	備 考

(注) 汎用性肥料の活用による肥料銘柄の集約に向けた普及推進を図る場合のみ記入すること。

2 実証しようとする単肥配合肥料供給システムの概要

--

(注) 単肥配合肥料供給システムの確立、普及推進を図る場合のみ記入すること。

3 肥料低コスト化実証計画 (実績)

(1) 肥料低コスト化推進部会の開催計画 (実績)

開催時期	構 成 員	検 討 内 容	備 考

(2) 実証ほ・展示ほの設置計画 (実績)

所 在 地	対象作物	肥料の種類 (成分、名称等)	備 考

(3) 実証ほ調査計画 (実績)

調 査 項 目	調 査 点 数	調 査 回 数	備 考
土 壌		回	
生 育 調 査			

収 量 ・ 品 質			
生 産 費			

(注) 調査項目は、必要に応じて適宜追加すること。

(4) 実証機械整備計画 (実績)

設 置 場 所	管 理 者	機 械 名	整備内容 (形式、能力、数量)	備 考

(注) 単肥配合肥料供給システムの確立、普及推進を図る場合のみ記入すること。

4 汎用性肥料、単肥配合肥料供給システム普及推進計画 (実績)

(1) 研修会の開催計画 (実績)

開催時期	参 集 範 囲	研 修 内 容	備 考

(2) 普及啓発資料の作成、配布計画 (実績)

資料等の種類・名称	作 成 部 数	主 な 内 容	主な配布先	備 考
-----------	---------	---------	-------	-----

農政第48号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

有 珠 山 周 辺 地 域 農 業 復 興 支 援 対 策 事 業 計 画 (実 績) 書

市町村名	事業実施 主 体 名	事業種目	受益 戸数	対 象 作物名	事業の内容	構造、規格 能 力 等	事業量	単 価	事業費	負 担 区 分			備 考
地 区 名			戸					円	円	道 費	市町村費	そ の 他	
										円	円	円	

	部			

第3 事業費、補助金等

区 分	事 業 費	負 担 区 分	備 考
		補助金	
	円	円	円
1 肥料銘柄流通利用実態調査費			
2 肥料低コスト化実証費			
(1) 部会開催費			
(2) 実証展示ほの設置費			
(3) 実証調査費			
(4) 実証機械整備費			
3 汎用性肥料、単肥配合肥料供給 システム普及推進費			
(1) 研修会開催費			
(2) 普及啓発資料作成費			
合 計			

注 この様式は、肥料低コスト化推進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し、実績報告をする場合に使用すること。

農政第48号様式を次のように改める。

存の森整備事業及び森林資源高度化モデル事業に限る。）」を「特定間伐、長期育成循環整備」に、「森林資源高度化計画策定、森林整備又は森林空間整備」を「間伐、森林空間又は居住地」に改め、同注の7の事項中「樹下植栽」を「樹下植栽等」に改め、「機能増進保育作業路」の次に「誘導伐、長期育成循環作業路」を加え、「修景林整備」を削り、「森林環境整備」の次に「広葉樹等造林、広葉樹等保育」を加え、「鳥獣害防止施設整備」を「鳥獣害防止施設等整備」に改め、「作業路改良、作業ポイント整備」を削り、「森林空間総合整備」を「全体計画調査、森林空間整備、付帯施設整備」に改め、同注の8の事項中「除・間伐」の次に「枝打ち」を加え、「整理伐」を「誘導造林、天然下種補正」に、「作業路、」を「忌避剤散布、殺そ剤散布、作業路等」に改め、同注の9の事項中「造林未済地」を「未済地」に、「防災対策」を「防災」に、「緊急間伐対策」を「緊急間伐協定造林」に、「公的分収林整備推進」にあつては「公的分収林」を「公的森林整備推進」にあつては「公的」、「に改め、「地域森林環境整備」にあつては「森林環境」を削り、「広葉樹林」を「広特対」に改め、「森林資源高度化モデル」にあつては「森林資源」を削り、「森林空間整備」を「空間」、居住地森林環境整備にあつては「居住地」に改め、同注の11の事項中「防鼠溝」を「防そ溝」に、「防護策」を「防風柵」に改め、同注の12から14までの事項を次のとおり改める。

- 12 「回数」欄には、下刈り及び忌避剤散布にあつてはその回数を、殺そ剤散布にあつては空中又は地上の別及びその回数を記載すること。
- 13 「肥料・薬剤」の「種類」欄には、肥料にあつては有機質又は無機質の別を、忌避剤及び殺そ剤にあつては薬剤名を記載すること。
- 14 「肥料・薬剤」の「数量」欄には、肥料にあつてはキログラム単位で、忌避剤にあつては、キログラム又はリットル単位で、殺そ剤にあつてはキログラム単位又は袋数を記載すること。

水林第31号様式中「（事業）」を「（市町村名）」に、

事業の内容				事業の内容			
面	積	樹種	規格	本数	面	積	樹種
ha				本	ha		

をに改め、

同様式末尾欄外の注の1の事項中「ふるさとの山づくり総合対策事業（人工林育成特別対策事業及びふるさと森林回復促進事業に限る。）」を「21世紀北の森づくり推進事業」に、同注の2の事項中「造林事業実施計画書」を「造林事業実施計画書（事業竣工調査）」に改め、同注の事項中、4の事項を削る。

水林第42号様式を次のとおり改める。

水林第42号様式 削除

水林第46号様式中「計画等策定」を「活動」に、「計画書作成費」を「合意形成活動費」に改める。

水林第47号様式中「造林者」を「森林所有者」に、同様式末尾欄外の注の2の事項中「無立木地造林推進事業及び被害地造林」を「忌避剤散布」に改める。

平成十三年五月十一日

金曜日

一五八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課